

平成26年第2回定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年3月11日（火曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	3月12日 10時00分 亀里敏郎議長宣言			
散 会	3月12日 15時42分 亀里敏郎議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	亀 里 敏 郎 議 員	7	内 田 竹 保 議 員
	2	内 間 広 樹 議 員	8	知 念 一 邦 議 員
	3	仲宗根 清 夫 議 員	9	名 嘉 實 議 員
	5	島 袋 義 範 議 員	10	友 寄 祐 吉 議 員
	6	山 城 克 己 議 員	11	渡久地 政 雄 議 員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島田勝雄君 主 査 山城佐百合君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島 袋 秀 幸 君	副 村 長	名 城 政 英 君
	教 育 長	宮 里 徳 成 君	総 務 課 長	知 念 吉 久 君
	建 設 課 長	並 里 晴 男 君	教 育 行 政 課 長	大 城 強 君
	農 林 水 産 課 長	古 堅 和 昌 君	会 計 管 理 者	内 間 常 喜 君
	農 林 水 産 課 参 事	宮 里 政 喜 君	公 営 企 業 課 長	西 江 正 君
	福 祉 保 健 課 長	金 城 和 廣 君	商 工 観 光 課 長	東 江 民 雄 君
	住 民 課 長	西 江 忍 君	政 策 調 整 室 長	宮 城 弘 和 君
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮 里 正 邦 君	総 務 課 長 補 佐	新 城 米 広 君
	農 林 水 産 課 長 補 佐	島 袋 英 樹 君		
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

## 平成26年第2回伊江村議会定例会議事日程（第2号）

平成26年3月12日（水）午前10時00分 開 議

日程	議案番号	件名
第1		一般質問（3人）
第2	報告第1号	平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について
第3	同意第1号	教育委員の任命について
第4	議案第16号	伊江村地域情報化対策事業（パソコン購入）の契約について
第5	議案第31号	1号防風林整備工事請負契約の変更について
第6	議案第32号	フナズ地区整備工事（その2）請負契約の変更について
第7	議案第13号	伊江村課設置条例の一部を改正する条例
第8	議案第14号	伊江村堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第9	議案第30号	伊江村肉用牛生産振興特別対策事業分担金徴収条例
第10	議案第17号	伊江村子育て支援金に関する条例
第11	議案第18号	伊江村診療所条例の一部を改正する条例
第12	議案第19号	伊江村立診療所透析センター設置条例
第13	議案第20号	伊江村新型インフルエンザ等対策本部条例
第14	議案第21号	伊江村産業廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第15	議案第28号	伊江村人材育成基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
第16	議案第29号	伊江村水道事業給水条例の一部を改正する条例
第17	議案第15号	伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例

○ 議長 亀里敏郎君

ただいまから、第2回伊江村議会定例会2日目の会議を開きます。

(開議時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

通告順次、発言を許します。

11番 渡久地政雄議員の登壇を許します。11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地政雄議員

通告に基づきまして、一般質問を行います。

件名1. 魚類養殖の振興についてであります。伊江地区魚類養殖場は、生産性の高い養殖場を造成し地区沿岸漁場の生産拡大を図るとともに、漁協の活性化と漁家の所得向上及び経営安定に寄与する目的で、平成13年度に完成いたしました。

平成17年度まで8名の生産者で順調に経営しておりましたが、平成18年度から魚価の低迷や、餌の高騰などにより、売上高も半減し厳しい経営が続き、現在では生産者1名となっております。しかしながら生産者の努力と村当局の稚魚購入事業等の助成などを受けながら、これまで何とか生産活動を続け順調に出荷体制を整えてきましたが、去った2月中旬から突然白点病により、出荷中のヤイトハタが大量死し大きな損害を被りました。

長い年月と金額を投資し、養殖にかかわった生産者の気持ちを考えると、心痛の思いであり大変憂慮いたしております。そこで今後の養殖業の振興のために村当局としてどのように考えているか、お尋ねいたします。

件名2. 救急患者搬送体制の整備について。本村の救急患者の搬送については、県のドクターヘリ及びメッシュサポートの就航により定期船フェリーとの併用で、日中は機動力のある搬送システムが確立されておりますが、夜間帯は漁船を改良した専用漁船並びに一般漁船をチャーターし搬送しているのが現状であります。

これまで、医師並びに看護師の懸命な努力と使命感により、荒天時でも患者に付き添い、多くの生命が助けられたことを思うとき医療スタッフの皆さんには、大変感謝を申し上げます。今後も夜間の緊急患者搬送は多くの場合、漁船を頼らなければなりません。そこでお伺いいたします。

伊江村過疎地域自立促進計画に掲載されております救急医療の機能性を備えた急患搬送艇の建造計画を具体的に組み込む予定があるのかお伺いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

渡久地政雄議員の1点目の魚類養殖の振興についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、今回被害を受けられた生産者に対し、心からお見舞いを申し上げます。今回2月上旬より魚類養殖場において養殖しているヤイトハタに白点が目立つようになり、これまでに約16トン余りの大量の斃死(へいし)や衰弱魚を取り上げ、埋設処理を行っております。県の水産海洋技術センターへ罹患魚の検体を検査してもらったところ、白点病という淡水魚にも見られる一般的な感染性の病気であると判明しました。対処方法としては、潮流の速い場所へ生け簀を移動し感染を防ぐことが良いとのことですが、現状の養殖場の生け簀では、移動が困難であるため、現実的には難しい状況であります。

よって、現段階においては、作濤部分の海底調査を行い、堆積物の有無の確認を行った後に除去作業を行

い、養殖場の環境改善を図ることで白点病の感染拡大防止策を講じたいと考えております。

今後も漁協や県、関係機関と連携を密にし、村として稚魚購入費の一部助成を行い、持続的な養殖業を営まれるよう支援してまいります。

2点目の救急患者搬送体制の整備についての御質問にお答えをさせていただきます。

本村の救急患者の搬送については、年間100件前後の搬送実績があります。搬送の方法としては、議員のお説のとおり、日中は、ドクターヘリ、メッシュサポート、定期船のフェリーで搬送されていますが、夜間等には村が委託している搬送専用船並びに一般漁船で搬送した件数も多数あり、特に荒天時には患者や介助者に不安感や精神的負担を強いている現状にあります。

救急患者搬送船の整備については、救急搬送時間の短縮による救命率の向上及び搬送中の高度な救急応急措置の対応が可能になるなど、救急医療体制の充実・強化により、安全安心な定住環境の確保が図れることから、重要な課題としてとらえてきました。

議員御質問の建造計画の具体的取り組みについては、平成26年度北部連携促進に事業提案する準備をしているところであり、同事業での採択・建造に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地政雄議員

村としても今後も稚魚購入費の一部助成を行って、持続的に養殖場を営まれるよう支援するとのことで、感謝申し上げます。当養殖場は、当時25億円の総工費をかけて平成13年に完成いたし、今年13年目を迎えます。当初15年の実績といたしましては、出荷金額で8,100万円、平成16年度で6,100万円、平成17年度で6,700万円と、安定して運営できておりましたが、平成18年度は4,200万円と出荷量、金額も半減しております。原因の1つとしては、白点病の規制を受け大量死に至って損害を被るということではありますが、今回の被害状況を議長のはからいで、ほとんどの議員で現場調査してまいりましたが、村当局としてはどのような対処をされたか、お答えをお願いします。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

渡久地議員の質問にお答えいたします。

今回、答弁でも村長が述べておりますが、16トンの大量の斃死ということで、その原因を調べるために水産海洋技術センターから、技術員を招いていろいろと調査を行いました。そこで当初心配したのは、約50トンから100トンの量が見込まれるということで、全体的には、ただし、心配しましたが16トンでおさまっている状況でございます。現在は、落ち着いているといえますか、やはりこの病気の入った魚を取り除いて、この生け簀に入っている魚も量を半分に減らして、分けてこの潮流、潮の流れをやりやすくして現在は、大量の死んだ魚は出ておりません。それで出荷体制といたしましては、県漁連を通して、県の市場のほうへキロ800円で、漁協から報告を受けております。現在は、全くこの病気が入っていない魚は別に問題も何もないです。ただし、赤みがかったこの魚の場合は、やはり食べても問題はないということですが、下痢とかそういう症状があるということで、埋設いたしました。きのうも県のほうから2人見えられて、今後の対策としてぜひ調査し指導してもらいたいということで調査を行っております。

今後は、答弁でもございましたが、やはりこの潮の流れを十分にできるような形で、今この養殖場の深さは水深7メートルであります。養殖場の生け簀との間の高さ、養殖場の生け簀が5メートルで、そこが2メートルの間隔で、当初は計画してありますが、やはりこの餌を13年間も時間がかかっておりますので、そ

こをやはりしゅんせつして、今後に備えていきたいということで、今いろいろと県と調整をして進めているところでございます。

○ 議長 亀里敏郎君

11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地 政 雄 議員

はい、よくわかりました。私たち議員も当日、朝早くから現場調査をしたときに、この16トン余りの大量の死魚はもう片付けられたあとで、目視はしておりません。ところが私また翌日、製氷所のほうで処理するためにコンテナに蓄積されている養殖魚を見たときに、あまりの量の多さに愕然といたしました。皆さん御存じのとおり養殖魚は稚魚から育てて出荷までは2年ないし3年近くかかります。その間餌を与え続けて、寄生虫対策としては、水浴びを行い、そして網の洗浄といくつかの工程を経て、生産に取り組んでおりました。その間、育てあげた生魚が数日の間に大量死することで、養殖離れが相次いだわけでございます。そこで答弁にありますように、感染の対処方法としては、潮流の速い場所への移動が有効というのは、皆さん御存じなんですけれども、非常に困難なために作濤部分の海底調査を行って、堆積物があれば除去作業を行うとのことであります。

先ほどは担当課長のほうからその作濤部分が13年の間に、もう本当に埋まって、もう船に乗ってもすぐわかるとおり、逆にかさ上げされて高くなっている状態であるのが今現状であります。作濤部分が東側が465メートル、西側が390メートルもあります。どのような方法で作業を行うのか、お伺いします。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古 堅 和 昌 君

ただいまの質問にお答えいたします。

現在、生け簀の数も大分減りまして、まずはこの生け簀を現在ある養殖場から南側へ移動して、その今言う、約800、900メートルぐらいの作濤になりますが、その方法といたしましては、やはり県のほうの指導を受けながら、現在、西崎漁港、防波堤工事しております。その辺との絡みもつけまして、県のほうの。この作濤部分をしゅんせつ、除去するという形を今後県に要請していきたいと思っております。今回の生け簀を移動するにあたりまして、多少の時間はかかりますが、次の設置する際に、この生け簀が現在のような固くアンカーを打ちまして、固定するのではなくて、台風にある程度耐えられるような設置をして、簡易な移動ができる形で、今後ではできないかということで、県にもいろいろ問い合わせ、要請をしている段階でございます。その辺はまた漁協、生産者も含めて、今後どういった形でやっていくのか。さらに検討してまいりたいと思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

私からも若干、答弁をさせていただきたいと思っております。第1回目の答弁でも申し上げましたが、今回のこの大量斃死のことにしましては、本当に渡久地議員がおっしゃるとおり心痛の思いであります。どのような対応を村としてなされたかという部分がありますが、それにつきましては、具体的な取り組みについては、農林水産課長が答弁をしたとおりですが、私を含めまして副村長の対応といたしましては、副村長は私より前に1回その辺の現場を確認をしております。私が出張から戻ったときに、村長から議員の皆さんが全員その辺の状況を見られたということもありまして、出張から帰ってきたのち、荷捌きに置かれているその埋却処理に向かうコンテナのヤイトハタを私も直接確認をしております。その現場において、八前組合長も来

ていましたので、ここにあります作濤部分、あるいはその辺の漁業環境の整備は、村が責任を持ってやりますという部分と、生産するときの稚魚購入については、村として支援をしていきたいという部分もその場で組合長に申し上げております。それと先ほどの渡久地議員のこの中にあります作濤部分の堆積物がこのように多く溜まっている現状という部分は、私たちなかなか把握できていなくて、その辺の部分がずっと従前にごう漁協でも生産者のほうから、その辺の情報があれば、もっと早目に対応もできたのではないかと思っておりますが、いずれにしましても、この堆積物の除去によって、潮流の改善を図っていきまして、その養殖場の漁場環境の改善に最大限、村として努めていきたいと今思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地政雄議員

私、先ほども出荷量、金額は申し上げましたけれども、やはり当時としては作濤部分そのまま潮流が深くて、潮の流れがよくて、魚がすみやすい環境の下、順調に育てていたわけですがけれども、やはり時とともに、この作濤部分がだんだん砂が埋まって、流れが弱くなったことだとは思わなければならないけれども、今村長も担当課長もみんなこの資料を持っていると思いますので、あえて渡しませんが、やはりその潮流が止まることによって、その生け簀の沈砂部分にやはりそのような菌が発生しやすい、そして流れが除去できないということで、だんだんだんだんすみにくい環境になっていたのが白点病の原因だと思いますけれども、やはりそのどうしても環境をよくするには、今の作濤部分は、砂でほとんど埋まっていると思いますので、先ほど農林水産課長がおっしゃったとおり、幸いにも西崎漁港の防波堤の工事が行われるということで、当時、工事をした業者が今回もそのほうにバージ船、作業船を停泊をして背後地を活用するということを知っておりますので、ぜひですね。県と調整をいたしまして、その工事が船がある間に工事を完工してほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと平成13年度から始めた養殖離れで、生産者も大変、難儀もしながらやっていたわけですがけれども、仕方なく離れたわけでございますけれども、やはり魚というのは、あびせないとかゆくてもわからない。そこで網にネット自分で肌をこすりつけて、それから皮膚が弱り溺死するわけですがけれども、やはり今までは今日までは完成当時は水道も引き込みがなく、漁船で製氷所まで運びコンテナに水を入れて、また持ってきて網を生け簀から魚をあびせて、それをまた元に戻してこの繰り返し、今日まで本当に大変難儀をなさったと思います。その中で今現在、その水道も実は漁協のほうで単独でウブグチのほうから露出した状況の中で百何十メートルも引き込みをされております。当時は細い管で邪魔にならないということでモクマオウの下からやっておりましたけれども、作業時に何度も草刈り機で切られて、漏水したこともあります。今現在はある業者をお願いをして引き込みはしておりますけれども、ぜひ6月補正予算でもいいですので、この今露出している部分への、まずは水道の設置は可能かどうか、お伺いします。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

ただいまの質問にお答えいたします。

これまでは生産者が水道がなく、コンテナに水を入れて魚を洗ったりしていたということで網とか、この水道の工事につきましては、村としてもやはり背後地を通して、網を例えば洗ったり、そういった水道は必要だと思います。今後はぜひ漁協とも相談をしながら、水道を背後地のほうへぜひ設置をしたいと考えております。

○ 議長 亀里敏郎君

11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地 政 雄 議員

今後の養殖継続と振興のためにも、今現在は一人の生産者ですけれども、今彼がもう断念をしたときに、二五、六億もかけた金額の魚類養殖場が生産者がゼロとなると大変なことであります。そこで継続のためにも、また対策の一環として環境漁業のひとつの選択肢の一つであります。ぜひ今後は釣り堀の話が出ていますので、その設置もあると思います。そこでトイレとかも設置をして、環境を整えて、どうしても村当局の手助けが必要でありますので、よろしく願い申し上げます、2点目に移らさせていただきます。

○ 農林水産課長 古 堅 和 昌 君

ただいまの質問なんですが、今後は観光漁業として、養殖場に釣り堀そういったのができないかという御質問でございましたが、確かに養殖場の背後地にはトイレもございません。これまでもいろんな方々から、この背後地をもうちょっと整備ができないか。そういった意見等もございました。今後はやはり観光、漁業、この環境整備も必要だと思えます。ぜひこの現在民泊も養殖場も見学もしている状況でございますので、今後は、環境改善を図れるような形で取り組ませていただきたいと思います。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

農林課長からも答弁がありました。私もこの養殖場の最初の担当でありまして、現状については、非常に憂慮をしているところでございます。御質問の後背地のいろんな施設の整備についてですが、当初の計画では後背地の埋め立ての土地利用計画では、網干し場、飼料保管庫、管理事務所をそのほうに設置する予定で計画は進んでおりましたが、生産者、漁協との調整の中で、そういう陸上の施設については、当分は必要ないという部分で、これまでつくってきておりませんが、渡久地議員のおっしゃるとおり、水道の引き込み、あるいはトイレ等の部分の要望がございましたら、その辺の施設の飼料保管庫も含めまして、そういう事業化に取り組んで、立体的な整備に向けて取り組んでいきたいと思えます。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地 政 雄 議員

前向きな答弁、本当にありがとうございます。ぜひですね。これ今後は背後地はいろんな養殖、関係者だけでなく、村民が憩いの場、あるいは釣りまたは運動のために利活用が多いですので、いろんなニーズに対応できるように要望がありますので、早目の設置をしてほしいと思えます。

それでは2点目の救急患者搬送体制の整備について、再度質問いたします。

救急搬送艇は年間100件前後の実績があるとのことですが、ドクターヘリ、そしてメッシュサポート、定期船、夜間の搬送船、漁船と各何件あったかですね、平成25年度ですね。お答えください。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

総務課長 知念吉久君。

○ 総務課長 知 念 吉 久 君

お答えいたします。平成25年度の実績でよろしいでしょうか。

その前に議員の皆さんに、当初、予算要求資料といたしまして、配付してございますが、その総務課の1ページのほうにその資料も提示してございますので、それをごらんいただきたいと思います。

急患搬送実績といたしましては、平成25年度はまだ25年度で数字を整理されておりますが、平成25年については、今年の平成26年の1月31日まで、平成25年の4月から、平成26年1月31日現在ということで、搬送

人数といたしましては、この人数の欄ではなくて患者の欄で捉えてください。109件です。

その人数の中には、一緒に介助であったり、ついていった職員とか、看護師とかの人数も含まれておりますので、その人数になっております。患者件数、患者数としては109件でございます。

それと、その搬送経路別にしまして、村で委託してある搬送船で10件、一般の漁船で2名、定期船で26名、メッシュサポートで49名、県のドクターヘリで22名という分析でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地政雄議員

この実績もきのう渡されて、ちょっと目通しが遅くなったんでお尋ねしましたけれども、約75%、80%近くは日中、ドクターヘリ、メッシュサポート、定期船と運ばれているわけでございますけれども、残りの20%以上は指定船、あるいは漁船での搬送となっております。やはりどうしても日没時は、指定船あるいは漁船をお願いするのが現状でありますけれども、その利用した場合のシステムといたしますか。今、日没は漁船をチャーターしたりすると、指定船もそうだと思いますけれども、大体3万円の料金が取られていると思っておりますけれども、いつぞや私はその件につきましても、漁船が夜中お願いをされて急患を乗せていったけど、やはり大変苦しい中、お金は徴収できなかった例があったとか、こういうことがたびたび聞いております。このシステムとしては今どようになっているかですね。指定船に対しては補助金として出しているのはわかりますけれども、その深夜料金として、料金も皆さんも急いでいるわけですから、早く病院に行くために、すぐ本部新港に着くとおりて、救急車あるいはタクシーに乗ったりしている中で、やはり乗せていた船としては、徴収できないこともたまに聞いております。その後対応としてどうしているのか。お答えください。

○ 議長 亀里敏郎君

総務課長 知念吉久君。

○ 総務課長 知念吉久君

お答えいたします。

まずこの支払いといたしますか、助成もしておりますので、その助成金、助成までの流れとしましては、漁船で搬送した際に、当日または後日、料金を支払ってもらって、その支払った領収書を診療所に持って行って、そこで助成の申請をして、総務にあげます。そこから助成金を総務のほうで支払う形をとっております。それで搬送した方は料金を取りづらいというような、そういうこともあったということで、現在は診療所の職員のほうで、その辺の船主との連携をとって運ばれた皆さんへの支払いをしてもらうという形をとっているようであります。

○ 議長 亀里敏郎君

11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地政雄議員

やはり急な出来事であわてているわけですから、お金も持たないとか、またそういうことでその制度が皆さんわかっているのかですね。村民も助成しているがゆえにそのまま無料と思っているのか。あるいはやはりこの3万円というのも出るということも認知させて、それをその場で払うというのは、やはり持っていないときもありますので、それがまた後ほど、当日か、後日、領収書を発行して、診療所に一たん行って、診療所からまた役場という、何か流れがとても難しいというか。複雑なものですから、その報告先どのようにしたらいいのか。本当に私も今、検討つかないんですけども、漁船の場合はですね。やはり大変、ちょっと休憩していいですか。

○ 議長 亀里敏郎君



休憩します。

(休憩時刻10時37分)

再開します。

(再開時刻10時40分)

11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地 政 雄 議員

ぜひですね。ただいま休憩中にありましており、適切にシステムを一本化して、わかりやすいようにやってほしいなと思います。そこで本題に入りたいと思いますけれども、この搬送艇については、平成26年度の北部連携促進事業に提案して準備をしているとのことですが、概算予算なんですけれども、事業費としては村はずっと今日まで約5,000万円ずつ計上しております。もしその連携事業で採択された場合は、運営は村営なのか。あるいは個人、あるいは委託をするのか。そして提案する船のトン数は何トンか。総事業費はどのぐらいを見込んでいるのか。お尋ねします。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

総務課長 知念吉久君。

○ 総務課長 知 念 吉 久 君

お答えいたします。

その搬送艇の規模と委託先についての御質問でございますが、この規模については、搬送艇の規模等については、今後消防や診療所の先生ともその辺の装備の施設などの調整も必要かと思っておりますので、その辺を調整しながら、もちろん一人で操船可能な規模の船で見積もっていきたいということでございまして、概算的には先ほど5,000万円のお話もありましたが、それ以上の規模になるかと思っております。これからでございます。それと委託先についても、現在、個人への委託で負担を強いているような現状もありますので、これからのつきまちは、複数で対応できる事業所や団体等との委託といたしますか。その辺も考えながら検討していきたいと考えているところです。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地 政 雄 議員

今現状の搬送艇は、本当に今日まで大変頑張っておられておりますけれども、高齢者に近い状況となっております。あと数年すると本人もリタイアのことも考えていると思っておりますので、今後後継者の育成がどうしても必要だと思います。そこでそのこの過疎地域促進計画にうたわれているとおり、急患搬送艇については、航海時の安全性、救急医療の機能性を備えた急患搬送艇の建造を推進するとともに、急患者搬送の専属の船頭の人材の確保を図るとうたっておりますので、月日は流れるのが早いのですので、ぜひこれが早目に建造をして、今、日中はこのようにドクターヘリと定期船とうまく活用できて安心しておりますけれども、やはり離島のハンディといたしますか。これを乗り越えるためには、やはり搬送艇、しっかりした高速船並びに診療機能、治療を備えた最新の搬送艇が必要となりますので、ぜひ島袋村長の今後の将来像にうたっております。「互いに支え合い、誇りをもって豊かな気持ちで暮らし続けられる村の実現に向けて」ですね。ぜひ前向きに取り組んで、早急に北部連携促進事業に提案できるよう頑張ってもらいたいと思います。以上です。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

渡久地議員からありましたことを、職員一体となって早目にこの緊急救急患者搬送船の整備に向けて、全力で取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

これで11番 渡久地政雄議員の一般質問を終わります。

次に、9番 名嘉 實議員の登壇を許します。9番 名嘉 實議員。

### ○ 9番 名嘉 實 議員

通告に基づきまして、一般質問を行います。

私は1点目に、名護市長選挙で稲嶺進氏が勝利したことを受けて、その後の村長の政治姿勢について。

2点目に、オスプレイ訓練にかかわる問題について。

3点目に、村営団地の建設について。

4点目に、保育所の待機児童問題について、質問します。

まず、初めに名護市長選挙で稲嶺進氏が勝利したことを受けて、その後の村長の政治姿勢について、質問します。

1月19日に投開票された名護市長選で、普天間飛行場の辺野古移設阻止を訴えた稲嶺進氏が、相手候補に4,155票の大差をつけ再選されました。翌日の新聞は、「誇り高い歴史的審判」（琉球新報社説）、「敗れたのは国と知事」（タイムス社説）と報じました。

ところが政府は、名護市長選挙で民意が下された2日後に、新基地の設計や環境調査などの受注業者を募る入札を強行しました。そこで次の3点について、質問します。

(1)このような住民の審判を無視した政府の方針について、地方自治を預かる村長としてどのような見解を持っているのか、伺います。

「建白書」には、米軍普天間基地を閉鎖、撤去し、県内移設を断念することと記されています。村長は去った12月定例議会の私の一般質問に対する答弁で、建白書は、「沖縄の窮状を訴えた崇高なものであり重く受け止めており、これまでもオスプレイの配備撤回、普天間飛行場の閉鎖・返還、県外移設を求めてまいりました。・・・今後もこのスタンスを堅持していく所存です」と述べました。

そこで2点目の質問をします。県知事が公約を撤回し、埋め立てを容認している現在、村長はどのように考えておられるのか。見解をお伺いします。

また3点目に、「沖縄の窮状を訴えた崇高なものであり重く受け止めている」と評価された建白書について、現在も変わらぬ評価をされているのか、見解をお伺いします。

2点目にオスプレイ訓練にかかわる問題について、伺います。

2012年10月4日にオスプレイの訓練が強行されましたが、この間の訓練は2012年は、10月、11月、12月の3カ月間で、訓練日数が21日間のうち、離着陸確認日数は16日間、不明日数が5日間で、日中464回、夜間58回、確認されただけで合計で522回の離着陸となっています。

2013年は、12カ月間で訓練日数が74日間のうち、離着陸確認日数が54日間、不明日数が20日間、日中876回、夜間5月、6月、10月、11月、12月の（3月、4月、7月、8月、9月は不明）の5カ月間で230回、合計1,106回。

2014年は、1月と2月の2カ月間で、訓練日数が18日間のうち、確認日数が9日間、不明が9日間、日中離着陸が54回、夜間134回、合計離着陸回数が188回。訓練が開始されて以後、17カ月間で訓練日数が113日間で、離着陸回数が確認できた日数が79日間、うち日中離着陸が1,394回、夜間が422回、合計で1,816回の離着陸が確認されており、離着陸不明日数の34日分と、夜間のみ不明分を含めると、離着陸回数はさらに増えることになります。

2012年、13年は夜間に比べ日中の離着陸訓練が多かったのですが、14年1月と2月は日中54回に対し、夜間134回と夜間離着陸訓練が2倍以上にふえています。

この間、2013年6月と11月、2014年2月に乳牛の死産が起きました。民家では、低周波音によるものと思

われる、窓ガラスのガタつきやふすまのガタつき、オスプレイ独特の騒音で「眠っていたが振動と騒音で目が覚めた」「テレビを見ているとき、オスプレイが来ると、テレビの音量を大きくする。家族の会話も大声になる。子どもたちも叱り飛ばすような大声になるので、一番被害を受けているのは子どもたち」という、若い母親などの声が聞かれます。基地周辺の住民の日常生活も狂わされております。

そこで質問します。

1点目、村の監視活動の未確認部分について、米軍に問い合わせ全て把握すべきではありませんか。

2点目、総括表の機体番号が11月分から全て「不明」になっています。機体番号も記録すべきではありませんか。

3点目、1月16日に県が低周波音測定を実施しましたが、その結果はどのようなものでしょうか。報告書は届いていますか。

4点目、たった1日の測定で低周波音による被害であるか否か、判断できるのでしょうか。

5点目、2月に死産した子牛の検査結果はどのようなものであったのでしょうか。

6点目、基地周辺住民の肉体的、精神的被害について、調査するべきではないでしょうか。

7点目、物資投下訓練の飛行コースが守られていない件について、守るよう申し入れはしたのでしょうか。

8点目、米軍作成の環境レビューに示された飛行コースが守られず、牛舎や民家の上空を飛行するようになっておりますが、牛舎や民家上空を飛行しないようにさせるべきではないでしょうか。

9点目、夜間演習の中止を求めるべきではないですか。

以上、オスプレイに関連して質問をいたします。

3. 村営団地の建設について、質問します。

村外で働いている息子夫婦が、島に帰って働きたいが、住む家が探せなくて、帰ってこれない。結婚して別居したいがアパートは家賃が高いし空きもない。住宅建設の資金もないなど、家賃が安い村営住宅の建設が望まれております。

現在ある村営団地は、昭和58年建設の西江前団地、昭和59年建設の東江前団地、昭和61年建設の西崎団地、平成2年建設の真謝団地、平成3年建設の西江上団地、平成6年建設の具志団地、平成9年に新築された東江上城団地を最後に、平成25年までの16年間に増築はありません。所得は少なくとも島に安心して住み続けられるようにするために、村営団地の増築をすべきだと思いますが、その計画はないかどうかお伺いします。

4. 保育所への入所待機児童について、お伺いします。

保育所に子どもを預けたいが入所できない子どもたちがおります。その要因と対策について質問を行います。

1. 中央保育所と東保育所の定数と入所者数は何人ですか。

2. 0歳児から5歳児までのそれぞれの入所申請者数は何人ですか。

3. 0歳児から5歳児までのそれぞれに必要な保育士の人数は何人ですか。

4. 臨時職員として働き、なかなか本採用されないため、保育士をやめた方もいます。また長年保育士として働いていても、年齢制限があるため、採用試験受験資格もなく、臨時職員のまま頑張っている方もおります。保育士が将来に展望を持って働けるように本採用枠を広げるべきだと思います。その際、長年頑張っている方々を優先して採用すべきだと思いますが、その考えはないかどうか。質問をいたします。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

休憩します。

(休憩時刻10時58分)

再開します。

(再開時刻11時14分)

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

村長 島袋秀幸君。

## ○ 村長 島袋 秀 幸 君

名嘉實議員の1点目の、名護市長選挙で稲嶺進氏が勝利したことを受けて、その後の村長の政治姿勢についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の住民の審判を無視した政府の方針について、地方自治を預かる村長としてどのような見解を持っているのかとの御質問についてお答えをさせていただきます。

政府が、普天間飛行場の早期の危険性除去の実現や移設問題に対して、名護市長選挙の民意を重く受け止めて、沖縄県民、名護市民の声に耳を傾け、真摯に誠意を持って対処することを望むものであります。

そして、日米合意から18年間迷走を続ける、この問題が解決に向けて進展し、沖縄県民がこの問題から解き放される日が早く来ることを切に願うものであります。

2つ目の県知事が公約を撤回し埋め立てを容認している現在、村長はどのように考えているのか見解を伺うとの御質問にお答えをさせていただきます。

沖縄県が公有水面埋立法などの関係法令にのっとり、手続及び審査を実施した結果、承認されたものと推察いたしますので、知事の専権事項である公有水面埋立承認について、見解を申し上げる立場にはないものと考えております。

3つ目の「沖縄の窮状を訴えた崇高なものであり重く受け止めている」と評価された建白書について、現在も変わらぬ評価をされているのかとの御質問にお答えをさせていただきます。建白書の理念については、現在も継続していると考えますが、昨今の情勢からその意義は当時に比べ低下している現状は否めないものと考えております。

次に2点目のオスプレイ訓練にかかわる問題についての御質問にお答えをさせていただきます。

これまでも申し上げてきましたが、オスプレイ配備計画については、安全性の確認や村民の不安が払拭されていないことから、配備の撤回を求めてまいります。今後もこのスタンスを堅持していく所存でございます。

また、政府が知事に約束した4項目の一つである、オスプレイ12機程度が県外の拠点に配備され、訓練移転の早期実現が図られることで、本村でのオスプレイ訓練の負担軽減につながるものと期待をしております。

それでは、1つ目の村の監視活動の未確認分について、米軍に問い合わせ全て把握すべきではありませんかとの御質問にお答えをさせていただきます。

オスプレイ飛行訓練の監視については、担当職員が通常業務を遂行しながら、住民通報を受けて監視を行っており、全ての訓練を把握することは極めて困難な状況にあります。沖縄防衛局に確認したところ、米軍からの訓練の情報提供は困難であるとのことであり、今後も、真謝区、西崎区との連携を密にして監視体制の強化を図っていきたいと考えております。

2つ目の総括表の機体番号が11月分から全て不明になっているが、機体番号も記録すべきではありませんかとの御質問にお答えをさせていただきます。

これまで、機体番号は目視では確認が困難なことから、写真撮影で確認してはいましたが、分遣隊から施設管理上、写真撮影を自粛するよう要望があり、機体番号が未記入となっています。今後は、双眼鏡などでの監視体制により機体番号の確認に努めていきたいと考えております。

3つ目の1月16日に、県が低周波音測定を実施しましたが、その結果はどうなっているのか。報告書は届いているのかとの御質問にお答えをさせていただきます。

沖縄県環境保全課によりますと、低周波音調査の測定データを沖縄県衛生環境研究所において、低周波数の分析結果の評価報告書のとりまとめを行っている段階であり、評価報告書が策定されましたら、本村に情

報提供をするとのことであります。

4つ目の1日の測定で低周波音による被害であるか否か判断できるのかの御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、低周波音の継続的な実態把握については、必要なものと考えておりますので、沖縄県環境保全課と連携を図りながら、低周波音の実態調査を実施いたします。

5つ目の、2月に死産をした子牛の検査結果はどのようなものであったのかの御質問にお答えをさせていただきます。

今回も、死産という事態で、経営的・経済的打撃を受けられたことを大変憂慮いたしており、その心情をお察しし、心からお見舞いを申し上げるものでございます。

さて、死産した子牛の検体を北部家畜保健衛生所で、臨床検査や病性鑑定などの疫学的な検証を行ったが、原因特定には至っておりません。死産当日と3月7日に死亡検体の母牛と他4頭の妊娠牛の採血を行い、血液中のウイルスや細菌数の病理検査をしているところであり、沖縄県から病性鑑定の検査結果の報告を受けることとなっております。

今後とも、酪農家及び北部家畜保健衛生所と連携を密にして、迅速な対応ができるよう取り組んでいきたいと考えております。

6つ目の基地周辺住民の肉体的、精神的被害について、調査するべきではないかとの御質問にお答えをさせていただきます。議員御指摘の基地周辺住民の肉体的、精神的被害の調査については、訓練との因果関係の検証が極めて困難であることから、被害調査は厳しいものと考えております。

いずれにしても、米軍の訓練等により村民に騒音被害や不安を与えることがないように、航空機騒音の軽減、解消のために、集落上空での低空・旋回飛行の回避及び夜間訓練の自粛を粘り強く関係機関に申し入れていきたいと考えています。

7つ目の物資投下訓練の飛行コースが守られていない件について、守るよう申し入れたのかとの御質問にお答えをします。

去る1月28日に、沖縄防衛局に対して、平成15年3月に導入した民間上空を通過しない物資投下訓練飛行コースを遵守するよう、米軍に強く申し入れるよう要請をいたしております。

8つ目の環境レビューに示された飛行コースが守られず、牛舎や民家の上空を飛行するようになっているが、牛舎や民家上空を飛行しないようにさせるべきではないかとの御質問にお答えをさせていただきます。

これまでも、沖縄防衛局には、環境レビューで示されている飛行経路、場周経路を守り、フェンス外飛行をしないよう米軍に申し入れるよう要請をしてきたところであり、フェンス外での飛行行為がある場合には、関係機関に強く申し入れていきたいと考えております。

9つ目の夜間訓練の中止を求めるべきではないかとの御質問にお答えをさせていただきます。

夜間訓練の運用については、これまでも機会あるごとに関係機関に申し入れ、沖縄防衛局に日米合同委員会の合意事項の厳守と午後8時以降の夜間飛行訓練については自粛するよう強く申し入れております。

今後とも地域住民の騒音被害の負担軽減に向けて、適切に対応していきたいと考えております。

3点目、村営団地の建設について、お答えをさせていただきます。伊江村の村営住宅は、低所得者の住宅事情の改善を図るため、昭和51年、昭和53年度に最初の村営住宅城山団地が建設され、現在7団地、管理戸数80戸の村営住宅が建設されています。

入居状況は、平成26年1月現在全戸数入居し、居住人数が276人、1戸当たりの平均居住人数は3.5人です。しかしながら、5団地が建築してから20年以上が経過しているなど、村営住宅の長寿命化対策を検討していくことが必要になってきております。

そこで議員の村営団地の増築をすべきだと思うが、その計画はないかの御質問にお答えをさせていただきます。住宅対策については、村内の若年者や村外から帰ってきた方たちの定住化につながるとともに、村の地域振興の一助になるなど重要なことと考えています。これからの村の住宅事情は民間の共同住宅の空き予想や区の共同住宅建設の計画があるなど、改善傾向に向かうと考えられますが、これまで村営住宅に空き家が出た場合、各団地に違いはありますが、平均2.6倍の入居希望者があることから、村民の村営団地に対する需要は高いと考えているところです。

つきましては、現在進めている伊江村住宅マスタープラン・改定基本計画業務の策定委員会で建設に向けた検討を行い関係機関と連携を図り、対応をしていきたいと考えています。

4点目の「保育所への入所待機児童について」の御質問にお答えをさせていただきます。

議員お説の保育所に子どもを預けたいが入所できない子どもたちがいるという点は、現在解消されております。確かに年度中途からの0歳児の入所申請が多く、申請して即入所できるというのが困難な近況ではありますが、なるべく待機児童が出ないように保育現場と連携し鋭意努力をしております。即入所できない要因としては、出生数の増加や、近年盛んになっている民泊等の事業に従事する方々が増え、また人命を預かるという職責からなかなか就労希望者が少なく、保育士や保育士補助の確保が困難なことが挙げられます。

まず1つ目の中央保育所と東保育所の定員数と入所者数ですが、中央保育所は60名の定員に対し82名が入所、東保育所は定員90名に対し99名が入所しております。

2つ目の0歳児から5歳児までのそれぞれの入所申請者数ですが、0歳児27名、1歳児44名、2歳児26名、3歳児49名、4歳児35名、5歳児0名で合計181名となっております。

3つ目の0歳児から5歳児までのそれぞれに必要な保育士の人数は、0歳児で入所児童数3人につき1人、1歳児と2歳児が6人につき1人、3歳児20人につき1人、4歳児30人につき1人となっております。しかし、年齢ごとに入所希望者にばらつきがあり、年度中途でも保育現場でクラス編成を実施し受け入れている現状でありますので、単純に申請者数からは算出できないところであります。現在のクラス編成の状況で保育士数を算出しますと、0歳児8名、1歳児7名、2歳児8名、3歳児3名、4歳児2名、計28名の保育士が必要となっております。2歳児の8名の中には、障がい児受け入れの加配分も含んでおります。

4つ目の職員の採用については、有資格者を全員採用し、職員のみで運営できるのが理想ではありますが、現実にはそうもいかず、長年臨時保育士として頑張っている方々には、日ごろから感謝をしているところでございます。

本採用枠の拡大については、平成25年度から1名の増となり、現在の保育士の定数は18名となっております。ここ1、2年は子どもの数が予想より30名近くもふえ、入所率も120%を超えておりますが、将来的に少子化の改善は見込めないと思われることから、本採用枠の拡大は今のところ考えておりません。

また、長年頑張っている方々を優先して採用するというのは、職員採用の公平性、透明性の観点から困難であり、現在の伊江村職員候補者選考試験の実施要綱をもとに採用試験による職員採用を継続して行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名 嘉 實 議員

先ほど私の質問、1回目の質問で読み違いの部分があったようですが、特に名護市長選挙の投開票日、これを「19日」を「17日」と読んだようです。

それと村営団地の建設年については、「昭和58年」と「昭和59年」、「61年、平成2年、平成3年、平成6

年、平成9年」であります。その他にも、読み違いがあったようですが、議長に訂正、原稿と突き合わせて訂正をよろしくお願いいたします。

それでは2回目の質問をいたします。

まず1点目ですが、1点目の答弁についてですが、政府が沖縄県民、名護市民の声に耳を傾け、真摯に誠意をもって対処することを望むということですが、政府にはその考えはありません。だからこそ投票日の2日後に、埋め立てにかかわる入札を強行しているのです。日米合意から18年間迷走を続けるこの問題が解決に向けて進展し、沖縄県民がこの問題から解放される日が来ることを切に願うものでありますということについては、同感であります。ではなぜ18年間も迷走したと考えますか。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

名嘉議員のなぜ18年間迷走したのかという部分について、お答えをさせていただきます。いろいろなことが考えられるという部分に思います。

まずこの問題につきましては、普天間飛行場の危険性除去のための返還移設が当時のクリントン大統領と、橋本首相の中で合意されたというふうになんか、思い返しているわけですが、そういう中で一時期は、県知事も名護市長も容認の立場をとった時期もありました。ただしそのときには、日米両政府が1インチたりとも変更はできないというなかたくな態度で停滞したというような時期もあったと、個人的に考えております。そういう中で、自民党の政権にかわりまして、民主党政権で誕生した鳩山元首相が「最低でも県外」というような部分を申し上げて、沖縄県民も首相がそういう感じで県外を唱えるのであれば、非常に実現性が高いという部分で、一気に沖縄県は「県外移設」という部分に民意といいますか。その辺の考え方が収束していたというようなことが考えられます。しかしながらその件につきましても、最終的には、鳩山首相も辺野古の基地を容認する立場に変わったわけです。その辺も受けながら、この後の国政選挙、いろんな選挙で自民党をはじめ、すべての政党が県外移設を唱えて、当選した経緯もありますが、現行の情勢はそういう国会議員、あるいは自民党県連もあらゆる選択肢を排除しないというような立場に変わりまして、いわゆる辺野古容認の立場に変わりつつあるというような現状だと思っております。18年間、迷走を続けたという部分に関しましては、これ私の個人的な見解でありますので、その辺が妥当であるのかどうか、適切であるかはわかりませんが、個人的にはそういう部分で日米両政府あるいは沖縄県、その辺の部分の政治的な部分の状況によって、18年間なかなかその問題が解決をされてなく、現状に引き継がれているというふうには感じております。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

いろいろ言われましたが、この辺野古、普天間基地の問題は、1995年9月アメリカ海兵隊による少女暴行事件を受けて、10月21日には米軍人による少女暴行事件を糾弾し、日米地位協定の見直しを要求する沖縄県民総決起大会が8万5,000人を結集して開催されております。この大会を受けて、1996年4月に普天間基地の返還が日米両政府で合意されています。そしてその年の12月、SACO最終報告で本島北部の東海岸への新基地建設が決定された。普天間基地の条件付き返還がこの18年もの長期に渡る迷走の原因だと私は考えます。普天間基地については、無条件返還を要求していくことが、世論も大きくなっております。そのことこそが、沖縄県民が早くこの問題から解放される日が来る近道だと私は思っております。村長は、その沖縄県民がこの問題から解放される日が早く来ることは、辺野古に新しい基地を建設することだと考えるんで

すか。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

お答えをさせていただきます。

これまでも申してきたとおり、建白書にもあるとおり、県外移設が望ましいことには変わりはありません。しかし、先ほど来申し上げているとおり、現今のその辺の政治、あるいは社会状況の中では現実的な対応も重要だと考えておりました、そういう中で、どのような方法になろうとも早目にこの問題が解決されることを切に望むという私の考えであります。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實議員

はっきりしてください。辺野古への建設を容認する立場ですか。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

では、最初の質問にお答えをさせていただきます。

普天間基地の閉鎖、撤去が一番の近道だという部分で、これは名嘉議員の考え方と思いますが、現実的にこの閉鎖撤去が本当に実現性の高いものであるのか、昨今のこの辺の情勢から言うと、極めて難しいというふうに考えております。当時にあれだけの41の首長、村長あわせて署名した建白書をもって東京要請行動をやった中でも、日米両政府の辺野古推進という立場は、全然これを揺るがすことができなかつた経緯もあります。そういうことで、私もその18年を経て、この基地が1日も早く、基地問題が1日も早く解決されるものにつきましては、現実的な対応、あらゆる選択肢を排除しないという考え方でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實議員

辺野古も認めるということだと思いますが、次に入ります。

2点目について、公有水面埋立法法などの関連法にのっとり承認されたものと推察する。2点目については、とのことでした。多くの専門家は法令違反と指摘しております。この知事が承認したことについては、振興策と引き換えに、沖縄を売渡したという評価が多数であります。公有水面埋め立て承認は知事の専権事項だから見解を申し上げる立場にないというのは、私は逃げの答弁であって、卑怯な答弁ではないかと思っています。なぜならば県内41市町村長が署名、押印した建白書には、普天間基地を早期閉鎖、撤去し、県内移設を断念することを求めているからであります。建白書についての先ほども言いましたが、崇高な文書であり、重く受け止めているということを表明した村長には、県知事のこの裏切り行為に対して、意見を述べる権利があると私は思いますが、どうですか。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

はい。県知事におかれましては、今でも県外移設は堅持、そういう中で辺野古の埋め立て承認につきましては、一連の事務手続の中で環境基準にクリアをしており、特にそれについては、埋め立てを不承認とする



理由がないので、承認をしたという部分で、直接伺っておりませんが、マスコミ報道等で私はそういうふう  
に考えております。そういう中で、埋め立て承認につきましては、その埋め立て法の事務手続の中で、粛々  
とその辺の部分が審査され、知事が専権事項として決断をされたという事務の中の一部でありますので、私  
はそれに対して答える立場にないということで、申し上げているところです。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

意見を言う権利はありますよ。建白書について、賛成しているわけですから、どうですか、もう一度。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

建白書には米軍普天間基地を閉鎖撤去し、県内移設を断念することということで、2点目に掲げられてお  
りますが、その辺の部分からいきますと、知事は私はこれまで県内移設を断念するという事は申し上げて  
きていないというようなことをおっしゃられておりますよね。その辺の部分で考えますと、あくまでも県知  
事のこの埋め立て承認については、事務の中の一部であるという部分の考え方はそうだと思いますので、そ  
の辺については、これに申し述べているとおり、見解を申し上げる立場ではないと私はそう思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

県知事が言っていることは、矛盾だらけで誰も信用しません。

3点目について、2回目の質問を行います。建白書の理念については、現在も継続していると考えている。  
しかし、意義は当時に比べ低下しているとの答弁でした。現在、過去の41市町村の中には、どういう経緯か  
わかりませんが、辺野古移設を容認する立場にかわった首長もおります。今後、那覇市長が言っているよう  
に、オール沖縄の再構築が必要だというふうに言われているんですが、そのためには伊江村長も建白書につ  
いて、そういう評価をされた立場に立って、それを堅持して県内移設には断固反対するという立場を貫いて  
ほしいのですが、どうですか。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

建白書の理念については、非常に今でも崇高なものだと思っておりますし、それを携えて行動した部分に  
ついては、評価をしているところであります。後段の部分で述べているとおり、当時に比べ、多少低下して  
いるという部分もありますが、変化しているというのが、適切な表現でもあるのかと思っておりますので、  
御質問の那覇市長が唱えている再構築については、その時点のその辺の再構築に向けた動き、取り組み等を  
勘案しながら、その時点で判断をしていきたいと今思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

この点については、最後に、建白書を政府は一般行政文書扱いにして、保存期間を来年3月までで、その  
後、破棄するという方針だそうです。この方針についてはどのように考えておりますか。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

お答えをさせていただきます。

その方針については、国の中で対処されていると思いますが、個人的には一般文書とは違う内容の文書だというふうに思っておりますので、国においてその辺の取り扱いがされることを望みたいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

次はオスプレイの問題について、再質問をします。

項目ごとにずっと1回でやります。時間の関係上、訓練回数の1についてですが、訓練回数の米軍からの提供は困難であるということでした。米軍作成の環境レビューでは、CH46と比べ、オスプレイの離着陸回数がどう変わるかということが記述されています。米軍が作成して公表された文書である以上、訓練の内容の実態も公表する義務が米軍にはあると思いますが、それについてはどうですか。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

私も名嘉議員と一緒にして、これは米軍がぜひ公表をしてほしいという考え方です。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

2について、分遣隊から「写真撮影を自粛するよう要請があったから写真撮影をしていない」とのことでした。日々のニュースで嘉手納基地や普天間飛行場の様子が報道されております。写真撮影は伊江島ではだめということは納得できない問題です。写真のかわりに双眼鏡で確認するという答弁でしたが、これは証拠としては残りません。嘉手納や普天間同様、正々堂々と撮影すべきだと思いますが、どうですか。

○ 議長 亀里敏郎君

休憩します。

(休憩時刻11時50分)

再開します。

(再開時刻11時50分)

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

分遣隊からの要請により、写真撮影を自粛しているという件についての御質問にお答えをさせていただきます。

その辺については、米軍並びに分遣隊のいろんな考え方、そういう中でその辺の自粛の要請がされたと考えておりますが、再度分遣隊の隊長にお会いをして、その辺の部分を見極めながら今後お話をしていきたいと思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

写真を撮らないと、何かあったときの証拠としては残りません。ぜひ写真も撮るようにしていただきたいと思っております。

3についてですが、1月16日これは村で測定された日ですが、低周波測定、やがて2カ月がたちます。これほど時間がかかるものでしょうか。報告書はいつになったらでき上がるのでしょうか。

○ 議長 亀里敏郎君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

沖縄環境保全課のほうで、議員お説のとおり11月15日から17日まで実施しておりますが、私たちもすぐそういう報告書ができ上がるものかと思っておりましたけれども、確認しましたら、低周波測定の分析結果については、現在衛生環境研究所で測定した低周波音の周波数ごとに分解し、低周波数ごとの成分の大きさを求めるオクターブバンド分析の精査中であるということでございます。精査後評価基準値と比較評価した報告書を取りまとめまして、村にも提供していただくというようなことであります。

このとりまとめにつきましては、県の衛生環境研究所のほうで精査中ということで、いつということはまだお聞きはしてございませんけれども、なるべく早いうちに精査をいたしまして報告をしますというような御解答でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實議員

4について、これ環境省が発行している冊子ですが、よくわかる環境省水大気環境局大気生活環境室がつくった冊子ですが、よくわかる低周波音という題名です。「低周波音を防止するためには」の項で、低周波音は通常の場合に比べて、塀や壁による防音効果はあまり期待できませんと。低周波音の対策には、発生源の対策が最も効果的だとされています。低周波音の発生源であるオスプレイの訓練をなくすことこそが最大の対策になります。その低周波音の測定について、たった1回限りではなくて、継続的にやっていただきたい。そういうふうに思います。

5についてですが、双子の子牛の死産の検査結果について、あとは母牛の血液検査についての検査結果報告書はいつごろできるでしょうか。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

ただいまの御質問にお答えいたします。

去った3月7日に、死亡、検体の母牛4頭の妊娠牛の採血を行い、病理検査の現在結果を待っておりますが、まだ日数も浅く、検査結果が報告次第、生産者にも伝えたいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實議員

6について、2月11日火曜日、その日は休日でしたが、オスプレイとハリヤーが夜間まで交互に離着陸する訓練が行われました。基地周辺の住民から私に議長も呼んで体感してもらえという要請がありまして、私のほうから議長に電話をかけて、ハリヤーの訓練、オスプレイの訓練を見てもらいました。担当職員も休日であるにもかかわらず、監視活動をやっておりました。村長も部下任せにせずに、その訓練の実態を体で感じられるように把握できるようにすべきだと私は思いますが、その気はありませんか。1点。

それと基地周辺住民の身体、精神への影響については、厳しいという答弁でしたけれども、アンケートを

とることはできないかどうか。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

村長もその訓練を直に体感する気はないかという部分ですけれども、アンケートについては、後ほど政策調整室長からお答えをさせていただきたいと思います。1点目については、そういう部分の毎回、毎回はできませんが、島にいて、そういう部分があれば、それは当然村長としてその辺の部分も自分の目で見て、音も自分で感じるというのが、村長の役割だと思っておりますので、今後政策調整室担当と調整をし、そういうときがあるときには、現場に行つてその辺の部分を見てみたいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

2点目のアンケートについての御質問にお答えしたいと思います。

沖縄県においては、過去に普天間飛行場、それに嘉手納基地の周辺住民を対象に、航空機騒音による健康への被害に関する調査を実施しております。その調査を実施した経緯だとか、調査方法を沖縄県に確認をいたしまして、今本村でのそういう調査が実施可能なかどうかを確認しながら、アンケート調査について、検討させていただきたいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實議員

オスプレイ訓練に関して、9項目にわたつて質問をしてまいりましたが、村長の施政方針ですね。引き続きオスプレイの配備撤回を求めていくと述べております。私のこの質問は、オスプレイ配備撤回を求めていくための、ひとつの資料、主張の一つになると私は思っています。ぜひその私が質問した事々について、まだできていない部分については、やっていただきたいと思います。

次に移ります。

○ 議長 亀里敏郎君

暫時休憩します。

(休憩時刻12時00分)

再開します。

(再開時刻13時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實議員

オスプレイ関係について、もう1点だけ質問をします。

西崎が一番騒音のひどいところに騒音測定器が設置されているんですが、真謝区については公民館の屋上ということになっています。騒音測定結果にも真謝区の騒音測定は低く測定されています。そこでもっと騒音のひどい基地に近いところに騒音測定器を設置してほしいという要望がありますが、それはできませんか。

○ 議長 亀里敏郎君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

お答えいたします。騒音測定器の設置場所につきましては、ただいま御説明ありましたとおり名嘉良雄さんの牛舎、それに真謝区公民館に2器設置してございますが、この場所の変更につきましては、移設工事や、

それとまた新たな設置場所の調整とかございますので、防衛局と移設が可能かどうか。調整させていただきたいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

3点目の住宅問題について、伺います。団地については、平成16年3月作成の伊江村住宅マスタープランがあります。これですね。これは平成16年度から平成25年度までの計画となっています。今後人口の維持や若年、ここでは今後人口の維持や若年層世帯の確保を考慮すると計画的な公営住宅の整備が必要となるものと思われる。とあります。本来ならば、平成26年度からスタートすべきマスタープランがもうできているはずなのですが、それについての進捗状況はどうなっていますか。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

現在の住宅マスタープランの進捗状況としまして、1月に委託業務を行いまして、その委託業務の中でいろいろな改定事項をこれから策定委員会というのを設けて、その策定委員会の資料をもとにして、今後また10年間に向けての住宅マスタープランの計画を今実施しているところであります。3月末の今現在であります。が、実はちょっと進捗としまして、大変遅れている状況もありますので、この策定委員会等々含めまして、今のところ事業実施を少し平成26年度の前半まで持って行って実施をしたいと思っております。以上のような進捗状況です。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

答弁でも、入居申し込みが平均2.6倍になっていると。村営住宅に対する需要は高いと考えていると答弁されています。ぜひ新しいプランでは、村営住宅の建設も計画していただきたいと思います。これについては以上です。

次に、保育所問題。答弁の1から3まではこれは数字ありました。これは現在、現時点での数字なのかどうか。

○ 議長 亀里敏郎君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城和廣君

お答えいたします。

現在、181名の方の児童が入所しております。現在の数字でございます。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

新年度はどうなる予想ですか。

○ 議長 亀里敏郎君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城和廣君

平成26年度につきましては、入所申請が既に168名、150名の定員を18名上回っている状況でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

現在の数字でいいますと、4歳児が35名ということで、これが幼稚園に移ると、必要保育数0歳児が入ってきた場合、必要保育士数が足りなくなることが予想されますが、それはどうですか。

○ 議長 亀里敏郎君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城和廣君

平成26年度の職員数が18名、そして臨時の保育士、保育助手で15名、計33名が必要となっております。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

現在、0歳児が生まれてまだ2カ月という方もいます。5カ月以上でないと入所できないというふうに聞いておりますが、年度途中からでも入所できる体制にありますか。

○ 議長 亀里敏郎君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城和廣君

0歳児におきましては、預かれる状況にありますと、年度途中からでも入所が可能ということでお答えしておきます。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

保育士については、不足はないという予想ですか。

○ 議長 亀里敏郎君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城和廣君

現在、東保育所、中央保育所で19名の方が保育士に業務をしていただいております。大変助かっておりますが、その19名のうちの10名の方が継続の意思確認をさせていただいております。あと5名程度、今現在、臨時の方々の人材確保を今進めていますけれども、きょう現在でございますが、あと4、5名不足をしておりますので、そういう担い手がいらっしゃいましたら、ぜひ御紹介をしていただきたいと思います。

継続して4月1日までまだ時間がありますので、担い手を探していきたいと。待機児童が出ないように、対処していきたいと考えております。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實 議員

答弁では、人命を預かるという職責から、なかなか就業希望者がなくて、保育士の確保が困難ということになっております。長年臨時保育士として頑張っている方々には、日ごろから感謝をしているところです。そういう答弁ですが、これ言葉だけではなくて、待遇改善も行っていないと、保育士になりたいという人もなかなかいないのではないかと思います。待遇改善についてはどうお考えですか。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

待遇改善については、私から答弁をさせていただきます。名嘉議員が申し上げたい部分につきましては、重々承知をしているつもりですが、この答弁書にも書いてあるとおり村の行政改革推進会の中の適正化、職員適正化計画でも正職員は18名という部分で、決定をいただいているところです。そういう中で職員の採用の部分もありますが、本採用枠については、現段階では非常に厳しいという部分も申し上げておりますが、この臨時の保育所の有資格者あるいは無資格者、分けて賃金の設定をさせていただいております。そういう中で…。

○ 議長 亀里敏郎君

休憩します。

(休憩時刻13時40分)

再開します。

(再開時刻13時40分)

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

そういう中で、長年臨時保育士として勤務をされている臨時の保育所の職員については、今後その年数的な部分での幅を持たせた賃金の中で、どのような対応ができるか。その辺。例えば無資格でも初年度と10年以上、ずっと勤務をしている臨時の職員について、あるいは有資格者も含めてですが、そういう中で年数によって、その辺の部分の賃金の処遇の改善が図られるかどうかは、今後検討していきたいと思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

9番 名嘉 實議員。

○ 9番 名嘉 實議員

なかなか長期間働いてもなかなか本採用はできないと。そういう状態であるならば、なかなか保育士免許を取る気にもならないのではないかなと思うんですね。本採用されなければ。そういう状態が保育士不足になっているというふうに私は思います。それをぜひ改善をして、待機児童が出ないようにする体制をつくっていただきたいということを最後に述べて、質問を終わります。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

少子化を迎えている現代社会、特に伊江村においては、子育て支援を強力に推進するという施策が今求められておりますので、その一環として保育所の入所、適正な入所あるいは待機児童が出ないようにという施策は、重要な部分だと考えておりますので、名嘉議員からありました件につきましては、その辺を意図して今後、本採用その辺の部分は非常に厳しいわけですが、臨時保育士等の処遇、改善に向けては、一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

それとちょっと、最後に、ちょっと訂正がありますので、その辺をひとつよろしくお願いをいたします。

私が、第1点目の御質問で、建白書の件につきましては、その中で知事が署名をしたという部分を申し上げましたが、建白書には知事は署名はされておられませんので、その文言の削除をよろしくお願いをしたいと思います。

それと、ただいまの保育所の答弁、第1回目の答弁で「99名」を「92名」と読み上げてありますので、「99名」が正確な数字ですので、その辺の訂正方もひとつよろしくお願いをいたします。以上でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

これで9番 名嘉 實議員の一般質問を終わります。

次に3番 仲宗根清夫議員の登壇を許します。3番 仲宗根清夫議員。

○ 3番 仲宗根 清 夫 議員

通告に基づいて一般質問を行います。2件ほど質問をしたいと思います。

1点目に、伊江村の産業としての山羊の飼育について。

2点目に、伊江村の次世代エネルギー構想について。

まず1点目、伊江村の産業としての山羊の飼育について。本部町が日本一の山羊産地を目指す宣言をしました。伊江村においても山羊は文化としての側面もあります。少子高齢化社会の産業としての山羊飼育は必要だと思います。

ちなみに琉球大学構内に地域資源活用の建物に山羊専門の部署もありますので、連携して情報を収集してはどうか。

村当局として取り組むことは考えられないか、お聞きしたい。

次、2点目伊江村の次世代エネルギー構想について。

伊江村におけるエネルギー産業としては、水産エネルギーが一番適していると思います。3年後ぐらいには一番伸びて離島での産業としての可能性は太陽光発電・風力発電を利用した電気分解による水素ガスの製造工場が最適だと思います。

村当局も調査する必要があると思いますが、どうかお聞きをしたい。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

それでは仲宗根議員の1点目の伊江村の山羊の産業化についてを、お答えさせていただきます。現在、本村では毎年実施している家畜飼養頭数調査によりますと、200頭以上の山羊が飼育されており、農家件数は約39戸の状況となっております。飼養者の世代別での年齢で見ると、60歳以上の高齢者の方が半数を占めております。また、本村でも以前から行事や御祝いの席などで山羊を食べる慣習が残っており、今後においても他市町村の動向や研究機関からの情報収集に努めてまいりたいと考えております。

2点目の伊江村の次世代エネルギー構想についての御質問にお答えをさせていただきます。

御案内のとおり、本村では平成24年に伊江島スマートアイランド構想を策定し、平成25年度は、本村において離島型スマートアイランド事業可能性調査事業が実施され、将来の再生可能エネルギーの事業展開の方向性について、調査検討を行っております。

議員御指摘のとおり、水素エネルギー利用の幅広い活用を目指すさまざまな取り組みが展開されております。国内においても水素燃料電池自動車の普及を図るため、平成27年度までにガソリンスタンドに相当する「水素ステーション」を国内100カ所に整備する計画がございます。

確かに水素エネルギーは次世代の再生可能エネルギーとして注目されていますが、しかし、国内においても、水素製造コスト、発電・供給システムなど解決すべき課題もございます。

しかし、技術の進歩には目を見張るものがあり、その実用化に向けて研究開発が加速するものと思われま

す。今後も、国、県の再生可能エネルギー施策の動向や新エネルギー技術開発の進展の把握に努め、再生可能エネルギーの必要性や可能性についての調査研究を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

3番 仲宗根清夫議員。

○ 3番 仲宗根 清 夫 議員



本部町が一括交付金で山羊舎をつくるという情報があったんですが、その辺に関しては、村としては、調べていますか。

それともう1つ、今産業としての山羊は畜産課、県のほうも進めているわけなんですけど、その辺のほうは、今本部町の山羊舎をつくるという話を、もしわかれば、お聞きしたいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

仲宗根議員の質問にお答えいたします。

本部町は一括交付金で山羊を生産事業を構築しているということですが、この前仲宗根議員も一緒に同行しましたが、本部町のこの農家の皆さん、交流いたしまして、その話もいろいろと聞きました。それで約10日ぐらい前ですか。たまたま多良間村からうちの畜産担い手事業を視察に来られまして、その方々にも現在の山羊の状況をいろいろ聞きましたが、村としては、今後答弁でも申し上げましたが、こういった方向性でこういった形で山羊の産業化に向けて取り組むのか。ほかの市町村からもいろいろ情報を収集して今後に備えたいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

3番 仲宗根清夫議員。

○ 3番 仲宗根清夫議員

多良間村のほうは、自分も行ったんですけども、あの形式ではちょっと厳しいと、ただつくるだけではないんじゃないかというふうに自分も感じていたんです。今は琉大のほうが鹿児島大学と長い間連携して、今度鹿児島県のほうの理事にまわったということで、担当がそういったことで今後進めていくという話になっているので、その辺の多良間村の現場も行ったんですが、あの式ではちょっと厳しいなというのが、だったんですが、最近の大分いい方向に向かっているんで、県もですね。あともう1つ、タイムスに出ていたんですが、和洋中山羊料理ピーアールというのを県が今までの山羊料理店ではなくて、ホテルで山羊料理を出そうということで14種類つくっているわけです。だから今後、沖縄のホテルで山羊料理が食べられる方向に向かっているわけです。なんで現に本部のほうでも何か関係者が山羊料理を出しているという情報も聞いていますので、今までみたいな山羊料理家、ヒージャーという感覚でやるのであれば、自分は産業化としてはだめだと思っているんですが、今はいろんな食べ方があると。沖縄の料理でホテルで、高級なホテルでも山羊料理を出そうという方向で、県も一緒になってやっていますので、産業としての可能性がいっぱいあると思っていますので、その辺を含めてちょっと調査してもらえないかと思いますけれども。

○ 議長 亀里敏郎君

農林水産課長 古堅和昌君。

○ 農林水産課長 古堅和昌君

ただいまの御質問にお答えいたします。

山羊の料理の方法、いろいろとあると思いますが、県が推進をして、現在進めているということですが、この山羊汁の料理方法でしたら、この競走大会があっても伊江島も負けないと思います。ただし、これを産業化してホテルあたりでこの山羊料理を実際、今後出していくという今お話ですが、やはりまだまだ何といえますか、料理の技術的なものはこれからだと思いますが、確かに羊に比べて山羊はにおいもないと思います。今後は、いろんな情報も収集しながら検討してまいりたいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

3番 仲宗根清夫議員。

○ 3番 仲宗根 清 夫 議員

山羊のほうですね、実を言うとボア種は普通の山羊は1年で50キロぐらいになるんですが、ボア種は90キロぐらいなるんですね。だから結構、肉もとれるものですから、そういった意味でのそういった調査といたしますか。人工授精も含めて今やっているんで、その90キロも1年未満の山羊なので、ほとんどにおいがないと。山羊のにおいが嫌だというのが多いんですが、山羊のにおいが1年未満の山羊で90キロになるといいうことで、データが出ているんですね。そういったことでぜひこの際、調査等お願いできませんか。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

私から答弁をさせていただきます。農林水産課長からもいろんな角度から答弁がありましたが、ずっと以前から伊江村で、山羊が飼育されていると、飼養されていることは、皆さん御存じのとおりでございます。その辺の部分为本日の仲宗根議員の産業化に結びつけられないかという御質問だという感じで思っておりますが、仲宗根議員、いろんなところで調査、連携もされているという部分もあります。村として山羊の現在の飼育している山羊を畜産の1品目として振興していくために、今後どのような課題があるのか。本当に将来的にその辺の部分の可能性があるのかどうかを含めて、本部町にも一括交付金で山羊の飼育する小屋をつくる。あるいは島おこしの一環として多良間村が非常に力を入れているという部分もありますので、その辺の部分の先進地の調査も行いながら、伊江村において、山羊を畜産の一品目として産業化するための課題の抽出、あるいは今後の可能性等について、調査・研究を重ねてまいりたいと思っております。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

3番 仲宗根清夫議員。

○ 3番 仲宗根 清 夫 議員

次ですね。次世代エネルギー構想についていきます。現在、水素の圧電、水素をつくるのに金がかかるという話があるんですが、実は水素をつくるには海流発電しかない。24時間海流発電だったらずっと水素がつくり続けられますので、その辺の方向で、伊江村は本部町と連携をしながら、本部の備瀬と伊江村の間、距離が近いので一番、どこにもないような位置だと思います。だからあの辺に海流発電の移動式、いろんな移動式の海流発電の方向も出ていますので、そういったことも含めて、今後伊江村の産業になるんじゃないかと思っておりますので、水素水、化粧品とか、そういった若年者の20代、30代の500名規模の雇用が見込まれるのではないかと自分は思っているわけなんです。だから今、こういった今のうちで民泊いろいろありますけれども、若年、若い人たちの仕事をつくらないといかんという中で、一番可能性があるのは、自分も伊江島の場合は備瀬との間のこの海を利用して、海流発電が一番いいんじゃないかと思っておりますけれども、それともう1つ、海の浄化にも一番きくんですよ。前1回海流発電で、海洋牧場の話もちらっとしましたけれども、実をいうと、海流発電、水素と酸素ができるわけです。その中で素晴らしい意味の水ができる、純水ができるということで、すごい産業化になるので、それをただ風力とか、この太陽光でやるにはちょっと風がなければだめだと。太陽がないとだめだと。しかし海流発電、24時間ずっと流れているわけです。この立て方ですね。そうすれば、そういったことで、コンサルに投げるのではなくて、村でどうしたほうがいいのか、いろいろとある程度、民間といいますか。民間プロジェクトみたいな感じで、そういったことが村でできないかと思っておりますけれども、ちょっと。

3年後には確実に、もう水素の時代が来ると私は思っておりますので、その辺について、お聞きしたいと思います。

○ 議長 亀 里 敏 郎 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

ただいまの次世代エネルギー構想の中の水素エネルギーの部分についての質問にお答えをさせていただきたいと思います。

水素エネルギーにつきましては、第1回目の答弁でも答えたとおり、国のほうで国家プロジェクトあるいは研究機関で日々その辺に向けての実業化に向けての研究がなされているというふうには思っておりますが、いざ実際、そういう小規模の離島の5,000名の伊江村において、その辺の部分の波及、影響がどのような感じであるかという部分につきましては、はっきり言って把握できかねない状況にあります。そういう工場の設置はできないかということですが、工場の設置につきましては、当然莫大な経費もかかりますし、その辺の部分についての事業化、補助事業もあるのかどうなのかもまだ把握もしておりません。そういう中で、将来的には私も若干、勉強させていただきましたが、現市場では水素エネルギーについては20億円、2020年には2,000億円にも達する市場規模の可能性のある水素エネルギーという部分は、ちょっと本で読みましたが、これがそのとおりうまく推進するかどうかはわかりませんが、将来的に水素エネルギーがひとつのエネルギー源として活用されていく時代になっていくという部分は、そういう感じだと思っておりますが、その辺の部分が即、伊江村のほうに、どの辺の部分で影響をし、また島の雇用拡大、産業の振興に結びついていくかという部分については、今現段階では私たちの中でも把握されておきませんので、最後のほうに書いてあるとおり、再生化のエネルギーの必要性や可能性についての調査研究を引き続き行っていきたいというのが、現在の考え方でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

休憩します。

(休憩時刻14時02分)

再開します。

(再開時刻14時02分)

3番 仲宗根清夫議員。

○ 3番 仲宗根清夫議員

実は伊江村は、いろんなLPガスといいますか。それとか今ガソリンとか全部、バイオディーゼルで実証実験をやったわけです。逆にいえばこの水素ガスを伊江島から逆に売りに出せるというのがあるので、そのためにそういった水素ガスでやるとか。村内で使うとかではなくて、それを売るための工場をつくって、逆にそれを原資にしていろんな工場が入ってこれるというような企業誘致のための一番、有利な部分が伊江村だと自分は思っているものですから、そういったことを言っているわけです。ただ24時間、水素ガスをつくるか何をするか、これは売らないと意味がないんですよ。今まで買ってくるのを売ると。伊江島から外に出して売って、島の中学生とか、こういった高校生とか、こういったものにも返せるようなこういった形に持っていけるのは、自分の中でこういった水素ガスが一番有利ではないかと思っております。それも伊江村と本部町と連携をしてもいいですし、そういった350万人の観光客が今、海洋博に来るわけですから、その中のいろんな意味で今、今がチャンスではないかと思っているわけで、そういったことを言っているわけでありまして。だからぜひですね。そういった意味の全体的な話し合いといいますか。そういったエネルギーとして、できればいいなと思っております。なぜかという水素がくれば、化粧品も全部、深層水なんか化粧品も全部作っているわけです。だからそういった意味での波及効果であって、伊江島の小さな伊江島ではなくて、小さな伊江島だからこれをしないとあとあと人口がどんどん減るのではないかと考えています。

それと20代、30代というのは、コンピューター時代で、今のこういったのに対応できる技術員は20代、30代にしかいないと思いますので、もう40代ちょっと超えた今の技術は追いついていけないので、逆に言えば若年層を帰って来るようなこういった将来の科学、少年団で何かつくっていますね。そういった子どもたち

がこういったことで、どんどんアピールをして、帰ってこれる。大学院大学、国立高専そういったのをつくって、これをうまく伊江村が近くにある一番いい部分を利用しながら、ぜひ村としてできないか。その辺を村長、最後にひとつ答弁願います。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

仲宗根議員のひとつの島の活性化、人口増につながるひとつの提案という部分で受け止めさせていただきませんが、現実の問題として、私は個人的にこの用水発電ですか。並びにこの水素エネルギーという部分については、国家のほうで国家プロジェクトとして当面は推進されるものだというふうに理解をしております。そういう部分におくれないように、伊江村独自でその辺の部分を目処に早目に対処、研究されたらどうですかという部分の質問だと受けたいと思いますが、先ほど来申し上げているとおり、伊江村において、その辺の部分の基盤の部分の部分が本当になし得るものなのか。その辺非常に疑問的な部分もありますので、繰り返しになりますが、国のその辺の部分のエネルギーの開発の部分に注意深く見守りながら、伊江村にどのような影響、あるいは活用できる部分があるのかどうなのかも含めて、今後注意深く見守りながら、調査研究を重ねていきたいというのが、今の現段階で私が答えられる部分だと思っております。以上でございます。

○ 議長 亀里敏郎君

3番 仲宗根清夫議員。

○ 3番 仲宗根清夫議員

どうもありがとうございます。これで一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○ 議長 亀里敏郎君

これで3番 仲宗根清夫議員の一般質問を終わります。

これで全ての一般質問を終わります。

日程第2 報告第1号 平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

報告第1号 平成26年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について、御報告を申し上げます。

去る2月27日開催の沖縄県土地開発公社の理事会で決定された事業計画について、地方自治法第243条の3第2号に規定に基づき、別紙のとおり御報告を申し上げます。

○ 議長 亀里敏郎君

これで報告第1号は終わりました。

日程第3 同意第1号 教育委員の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

同意第1号 教育委員の任命についての提案理由を御説明申し上げます。

現宮里徳成教育委員の任期が平成26年3月31日までとなっており、その任期満了による教育委員の任命の同意でございます。引き続き、住所 伊江村字東江前668番地の1、氏名 宮里徳成、生年月日 昭和29年4月7日生まれを教育委員として任命をしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています同意第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから同意第1号 教育委員の任命についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第1号 教育委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第4 議案第16号 伊江村地域情報化対策事業（パソコン購入）の契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

#### ○ 村長 島袋秀幸君

議案第16号 伊江村地域情報化対策事業（パソコン購入）の契約についての提案理由を御説明申し上げます。

契約の目的が、伊江村地域情報化対策事業（パソコン購入）。契約金額が887万2,500円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額42万2,500円でございます。

契約の相手方は、伊江村字東江前460番地1、株式会社アール・イー・アイ、伊江島情報通信事業所（イーコム）、代表取締役 余語俊彦と契約をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

事業の概要といたしましては、役場管理の職員用のパソコン、50台の購入でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

#### ○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第16号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第16号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第16号 伊江村地域情報化対策事業（パソコン購入）の契約についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第16号 伊江村地域情報化対策事業（パソコン購入）の契約については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第31号 1号防風林整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

#### ○ 村長 島袋秀幸君

議案第31号 1号防風林整備工事請負契約の変更についての提案理由を御説明申し上げます。

まずはじめに、提案理由といたしまして、設計変更により契約金額が議会の要議決額5,000万円以上になるため、今回伊江村の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、今回議会の議決を得る必要があつて、提案をしているところであります。

契約の目的が、1号防風林整備工事、契約の金額が（イ）当初契約金額が4,504万5,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が214万5,000円）、（ロ）変更による増額契約額が1,348万2,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が64万2,000円）、（ハ）契約額の合計が5,852万7,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が278万7,000円）でございます。契約の相手方が、伊江村字東江上452-2、有限会社 比嘉組、代表取締役 比嘉 保と契約をしていきたいと思つたので、よろしくお願ひをいたします。

なお、変更の理由といたしましては、防風林帯の延長を变更前440メートルから573メートルと133メートル延長したために伴う土工、ポーリング工、防風施設工の数量増による契約額の増でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

#### ○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第31号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがつて議案第31号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第31号 1号防風林整備工事請負契約の変更についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがつて議案第31号 1号防風林整備工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第32号 フナズ地区整備工事（その2）請負契約の変更についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、仲宗根清夫議員の退場を求めます。

（仲宗根清夫議員 退場）

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

#### ○ 村長 島袋秀幸君

議案第32号 フナズ地区整備工事（その2）請負契約の変更についての提案理由を御説明申し上げます。

この請負契約の変更につきましても、提案理由といたしまして、設計変更により契約金額が議会の要議決額5,000万円以上になるための提案となっております。

契約の目的が、フナズ地区整備工事（その2）、契約の金額が（イ）当初契約金額が4,515万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が215万円）、（ロ）変更による増額契約額が1,352万4,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が64万4,000円）、（ハ）契約額の合計が5,867万4,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が279万4,000円）となっております。契約の相手方は、伊江村字東江前460-1、有限会社 仲宗根組、代表取締役 仲宗根麻美と契約を交わしていきたいと思つておりますので、よろしくお願ひをいたします。

なお、変更の理由といたしましては、水兼農道工の延長を232メートルから426メートルへ194メートルの延長したために伴う土工、擁壁工、アスファルト舗装工の数量増による契約額の増によるものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第32号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第32号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第32号 フナズ地区整備工事（その2）請負契約の変更についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第32号 フナズ地区整備工事（その2）請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

（仲宗根清夫議員 入場）

○ 議長 亀里敏郎君

休憩します。

（休憩時刻14時20分）

再開します。

（再開時刻14時20分）

日程第7 議案第13号 伊江村課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

それでは議案第13号 伊江村課設置条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

平成26年4月から伊江村立診療所透析センターを設置・運営することになっております。そこで本条例を改正する必要がありますので、提案をするものでございます。

それでは改正内容を、一番最後のページがわかりやすいと思いますので、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

一番最後のページで、改正後、改正前がございますが、（課等の分掌）第2条 福祉保健課の業務内容、職務分掌ですが、（7）の福祉センターの管理運営に関すること。の次に（8）を加えまして、透析センターの管理運営に関すること。の追加をしていきたいと思っております。なお、附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用していきたいと考えております。

以上で、提案理由の説明にかえて、御質疑にお答えしたいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第13号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第13号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第13号 伊江村課設置条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第13号 伊江村課設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第14号 伊江村堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

#### ○ 副村長 名城 政 英 君

それでは議案第14号 伊江村堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を御説明いたします。

消費税率が改正されることから、本条例の一部を改正する必要がありますので、条例案を提出しているところでございます。

それでは改正内容については、後ろから2枚目の新旧対照表で説明したほうがわかりやすいと思いますので、そちらのほうで説明をさせていただきます。右側が改正前ですが、まず改正前の原料購入費、原料購入の区分のところの牛糞の価格のところですが、3%上乘せしまして、この説明の前に去った議会でも島袋議員からその消費税を抜いた額で表示していくことによって、改正にいちいち改正しなくてもいいんじゃないかというような御提言もございましたが、堆肥センター、農林のほうで検討した結果、今回そのまま消費税を含む額で改正をしていきたいということでございますので、御理解をお願いしています。

まず、水分率80%以上、現行が315円、トン当たりですが、これを324円に改定したいということです。それから次の75%以上80%未満で420円を432円、70%以上75%未満を525円を540円、水分率を読み上げるのをカットさせていただきますが、「735円を756円」「840円を864円」「945円を972円」「1,050円を1,080円」に改正をしていきたいということです。備考欄につきましては、そのまま改正をしております。

それから別表第2の堆肥製品販売の区分の欄で、価格のところですが、これでも堆肥袋、現在15キロ当たりの価格315円を324円に、それからフレコン製品の500キログラムを「5,250円を5,400円」に改正したいと思っております。バラ製品で、完熟製品1万500円を1万800円、中熟製品を5,250円を5,400円に改定をしたいということでございます。

ページ開けていただきまして、別表第3の受託作業ですが、今年度から始まりますが、この堆肥散布のところのトン当たり2,100円マニアスプレッダでの散布になりますが、これを2,160円に、堆肥の配達トン当たり1,050円を1,080円に別表第1から別表第3まで、消費税のアップによって価格を改定したいということでございます。

なお、附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行したいと考えておりますので、よろしく御願いいたします。

以上で、提案理由の説明といたしまして、御質疑にお答えさせていただきます。

#### ○ 議長 亀 里 敏 郎 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第14号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕



異議なしと認めます。したがって議案第14号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第14号 伊江村堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第14号 伊江村堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第30号 伊江村肉用牛生産振興特別対策事業分担金徴収条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

#### ○ 副村長 名城政英君

議案が飛んでいます、よろしいですか。

議案第30号 伊江村肉用牛生産振興特別対策事業分担金徴収条例の提案理由を御説明いたします。

沖縄県肉用牛生産振興特別対策事業により、畜産使用機械を補助購入した受益者から分担金の徴収を行うため、本条例を制定する必要があるため、本条例を提案するところでございます。

なお、先にお詫び申し上げますが、本来ならば、これは平成25年度から実はこの事業、もう既に導入が始まっておりまして、去った12月の定例議会で出すべきだったものが少し遅れていると。しかし、年度内ですので、そういった御理解をお願いしたいと思います。

これと同じような条例というのが、伊江村畜産担い手育成整備事業というのがございますが、それとほぼその内容は似ておりますが、この肉用牛生産振興特別対策事業は、機械類の導入事業ということになっております。

それでは開けていただきまして、徴収条例の中身ですが、まず第1条としまして、(趣旨及び目的)ということで、地方自治法224条の規定による分担金法的根拠を得るため、分担金徴収をするために必要な事項をここで定めるということでございます。

第2条として、当該事業によって利益を受けるものを「受益者」ということで、その受益者から分担金を徴収しますということを第2条で定めてあります。

第3条で(分担金の額)ですが、次のページに後ほど、別表がありますが、その分担金の額は別表に示す補助対象機械に要した費用から当該事業実施要綱により、村に交付された事業費補助金を控除した額ということになっております。これはちょっと別表を開けていただきますと、補助対象機械、番号1から9までございますが、1から7までが100分の83が国、県の補助ということになっておりまして、残りの100分の17が受益者負担ということになっておりまして、その100分の17が分担金の額ですよということになりますので、その別表の見方は、そういうような見方をさせていただきたいと思っております。

第4条で(分担金の賦課)を定めております。第5条(徴収の延期)それから第6条(処分)、第7条で(委任)。附則としまして、公布の日から施行して、平成25年10月1日から適用をしていきたいと考えております。さかのぼっての適用になります。なお、平成25年度はホイルローダーの購入を、受益者お二人が御希望されているということでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

#### ○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第30号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第30号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第30号 伊江村肉用牛生産振興特別対策事業分担金徴収条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第30号 伊江村肉用牛生産振興特別対策事業分担金徴収条例は、原案のとおり可決されました。

#### ○ 議長 亀里敏郎君

休憩します。

(休憩時刻14時32分)

再開します。

(再開時刻14時45分)

日程第10 議案第17号 伊江村子育て支援金に関する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

#### ○ 副村長 名城政英君

議案第17号 伊江村子育て支援金に関する条例の提案理由を説明いたします。

本条例につきましては、全部を改正したいということでの提案でございます。これまでありました「伊江村出産祝い金」を「伊江村子育て支援金」への題名変更をして、助成金額との変更をしたいために、本条例を全面改正をしていきたいというのが、本条例の提案する理由でございます。

それでは、一番最後のページを見たほうがわかりやすいと思いますので、新旧対照表、後ろから2枚目からあります。お聞きください。

改正前が右側ですが、伊江村出産祝い金に関する条例の名称変更、全面改正ですが、変わったところを説明したほうがよりわかりやすいと思いますので、変わったところを説明させていただきます。「出産祝い金」を「子育て支援金」にかえていきたいということでございます。それから変わったところは第2条の第2項ですが、改正前は村民としての義務を履行しているものに交付対象としますよというところを、2号に「村民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、公営住宅使用料（家賃）等でこれらのうち一つでも未納がある場合は、完納後の交付となる。」というふううたってございます。以前、改正前は、義務履行とはどういうことですか。と書かれていましたが、それらを第2条の2項でまとめてございます。

それから第2条の第3項で「祝い金の交付」というところを「子育て支援金」というふうにかえてございます。

それから祝い金の額ですが、第3条、これまでの出産祝い金の額は、「第1子は1万円」でしたところを、この第3条で、「第1子は3万円」に改定したいということです。「第2子の2万円」だったのを、「第2子は5万円」に、それから「第3子は6万円、第4子以降は10万円」となっていたのを、「第3子以降は10万円」を交付するというふうに改正をして、第4子以降というのは10万円ということになりますので、「第3子以降は10万円」に交付したいということに改正したいということです。

次のページを開けていただきまして、第4条でも、「出産祝い金」の欄を「子育て支援金」に、それから改正前の第4条の「あらかじめ申請しなければならない」というのを、「支援金の交付申請書（第1号様式）を提出」してくださいということです。

それから第6条に「申請者に通知書により通知するもの」というところを「子育て支援金交付通知書（第

2号様式)を送付いたします」というところを定めてございます。

以下、同じですが、なお附則のところでは改正してあります。この条例は平成26年4月1日から施行したいと考えております。2項で、改正後の伊江村子育て支援金に関する条例の規定は、平成26年4月1日以後の出産について適用しますよということです。それ以前の出産については、なお従前の例によります。ということで、3月31日までは、前の出産祝い金の条例を使いますということでございます。

それから第1号様式、第2号様式についても、変更してありますので、よろしく願いいたします。

今回は、村長の子育て支援へのひとつの大きな施策として取り組むために、この条例を提案するものでございます。ひとつよろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

#### ○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

(休憩時刻14時48分)

再開します。

(再開時刻14時48分)

質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第17号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第17号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第17号 伊江村子育て支援金に関する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第17号 伊江村子育て支援金に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第18号 伊江村診療所条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

#### ○ 副村長 名城政英君

議案第18号 伊江村診療所条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

まず、ここに記載していないんですが、大変すみません。まず「伊江村診療所」となっていますが、「伊江村立診療所」が「立」を今回の条例の名称変更をしたいということと、あとから説明いたします文書証明料というのが、その「健康保険法」の改正によって、その証明料あたりを変更しないといけないということが、この条例を今回改正をして提案をする理由でございます。

それでは次のページを、一番これも最後のページを開けていただいて、新旧対照表を開けていただきたいと思います。

冒頭説明いたしました、なかなかこういった伊江村なのか、伊江村立なのか、非常になかなか普段、気がつかない部分があって、今回これを伊江村診療所を村立ということで、「立」を入れて統一していこうということで、題名も変更してございます。第6条ですが、改正前ですが、料金の額はというところから、これを改正後に、料金の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）により、健康保険法により算出した額とする改正をしたいということでございます。2項で、前項に規定する厚生省告示別表第4に定めのないものの額は別表のとおりとする。となっているところを、前項に定めるもののほか、医療保険の適用を受けない手数料の額は、別表のとおりとする。ということで、改正をしたいということでございます。

まず別表の文書証明料というところで変わったところですが、右側の表をまずごらんいただきたいと。3番目の普通診断書1枚1,000円というところを、診断書1枚1,000円、金額変わっていませんが、診断書にかえたいと思っています。

それから健康診断書とあるのを、健康診断書（検査項目による）というのを、括弧で挿入をして変更になっています。なおこれまでであった健康診断書を1,000円とか、胸部X線使用の場合に2,500円とあるのを「2,700円～」ということで、現在の文書証明料は、健康保険法に基づきそのような金額になっているところであります。

それと右側の労災保険文書はそのままであります。次の身体検査書というところは、これは削除になっておりまして、左側のほうに内科検診というところが保育園児、就学時検診、小・中学生、内科検診の（中学生駅伝検診）というのがありますが、それらを新設になっております。

それから養老生命共済加入診断書というのは、そのままでございます。それから予防接種の欄もそのままであります。それからレントゲン複写料というのが、大中小ということで金額が表示されている。料金が設定されておりましたが、これを新しい文書証明料として、レントゲンの複写料（CD-R）というところで、これまでであった700円から400円のところをまとめて、1枚200円というふうに改正したいということです。その他証明書はそのままでございます。なお、附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行をしたいということでありますので、よろしくお願いたします。

以上で、提案理由の説明を終わりたいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。11番 渡久地政雄議員。

○ 11番 渡久地政雄議員

今の料金の別表6の「改正前」と「改正後」の新しく出たものに関しては、料金が違うんですけども、従来の料金がそのままスライドしていますけれども、4月1日から適用するわけですけども、4月からはまた3%のアップということなんですけれども、これでよろしいんでしょうか。

○ 議長 亀里敏郎君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城和廣君

お答えいたします。手数料につきましては、消費税、4月から導入されますが、対象外ということでございますので、そのままの金額でということでございます。

○ 議長 亀里敏郎君

休憩します。

(休憩時刻14時55分)

再開します。

(再開時刻14時56分)

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第18号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第18号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第18号 伊江村診療所条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第18号 伊江村診療所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第19号 伊江村立診療所透析センター設置条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

#### ○ 副村長 名城政英君

それでは議案第19号の提案理由を説明する前に、訂正をお願いしたいと思います。提案理由のほうで、平成26年度より伊江村立診療所透析センターを設置したことからのことを、「したことから」を「することから」に大変申しわけございませんが、訂正をお願いしたいと思います。

それでは議案第19号 伊江村立診療所透析センター設置条例の提案理由を御説明いたします。

平成26年度より伊江村立診療所透析センターを設置することから、本条例を制定する必要がありますので、本条例を提案するものでございます。

ページを開けていただきまして、設置条例を大まかに御説明をさせていただきます。

伊江村立診療所透析センター設置条例。第1条（目的及び設置）ですが、伊江村の医療の充実を図るため、伊江村立診療所の付帯施設として、人工透析医療を提供できる伊江村立診療所透析センター（以下「透析センター」という。）を設置する。

第2条（名称及び位置）を定めてございます。第3条の（会計）ですが、透析センターの会計は、診療所特別会計に組み入れる。としてあります。第4条（料金の納付）について、定めてございます。第5条（料金の額）ですが、これは料金の額は、健康保険法により算出した額とするということでございます。

第6条は（料金の免除）村長は、貧困のため料金を支払うことが困難と認める者または特に必要と認める者に対して料金を免除することができます。ということ定めてございます。

第7条で（開院日と開院時間）ですが、透析センターの開院日は、祝祭日を含む月曜日から土曜日までとし、開院時間は、午前8時から午後5時15分までとする。ただし急患その他やむを得ない事情があるときは、この限りではないというふうに定めてあります。

第8条で（弁償）ということで、施設に物件等を破損した場合には、弁償させることができますということ定めてあります。

第9条（規則への委任）この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。としてあります。

附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行していきたいと思っておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

#### ○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

（休憩時刻15時00分）

再開します。

（再開時刻15時00分）

5番 島袋義範議員。

#### ○ 5番 島袋義範議員

長い間の村民の念願だった透析センターがいよいよ出発するということで、大変喜んでおります。

一般質問でも申し上げましたけれども、これまでセンターの建設に御努力いただいた皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

そこで7条について、少しばかりお伺いしたいと思います。日曜日だけ休むというふうになっておりまして、大変融通はつけられていると感じております。ただし、この開院時間の8時から5時15分までというのが、ちょっと気になっております。というのは、若くして透析患者になった方々もいらっしゃるわけです。その方々が働いておられる方もいらっしゃるということで、本島では働きながら、夜の時間を勤務が終わってきから透析をするという方々もいらっしゃるわけですので、開設当初はなれるまでは仕方ないのかと思いますけれども、将来的には晩の例えば8時か9時ごろまで、何時間かわかりませんが、そういう時間の延長等についても、考慮いただけないかと希望を申し上げたいんですけども、村長どうでしょうか。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

島袋議員のおっしゃるとおりだと理解をしております。島袋議員ではこう開院をしてその辺の部分が順調に進んだのちという話もありますが、その7条の条例の中でも、ただし急患その他やむを得ない事情があるときは、この限りではないという部分もありますので、その辺の部分は、私直接、診療所の阿部所長とか、お話はやってはおりませんが、これまでいろんな透析施設と一緒に見る機会もありまして、またこの前、北部病院はじめ北部医師会と一緒に、現そちらのほうに通院されている皆さんの伊江村のこの透析センターでの透析の診療についての御協力依頼も申し上げてきましたので、そういう中で御質疑の趣旨であります、そういう若くして昼間働きたいという部分の患者については、十分診療所の中で対応をしていくという考え方を今持っているとは思っておりますので、この辺を新たためて確認をして、そういう部分で患者の要望に答えていきたいと思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

透析というのは、やるときは週3回とか、大体曜日で決まっていると思います。そこの急患、その他やむを得ない事情、このやむを得ない事情というのが、これは透析というのは、先ほど言ったように慣例化するわけです。何曜日、何曜日と決まったら。だからその何曜日いつも晩できるというのも、これやむを得ない事情に入るのかというのが、ちょっと読みにくいわけです。私としては。だから時間をこうこうしたほうがいいんじゃないかと今申し上げたわけです。だから再度、確認をしますけれども、そのやむを得ない事情というのが、若くして透析になって、何曜日、何曜日、例えば月水金、月水金とも晩できるかというふうには、ちょっと見えない感じが私はしたんですけども、どうでしょうかね。

○ 議長 亀里敏郎君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

その辺の部分は御質疑のとおり部分もあるかと思いますが、その辺の部分は、やはり診療所の内部の中で、即夜間までは対応できかねるという部分の状況もあるのかどうか。この辺確認をしておりますので、その辺の確認をしながら、夜間も十分可能であるという部分であれば、開院時間を午前8時から午後5時15分、例えば夜間については、午後6時から8時とか、その辺の部分で、開院時間を表記できるのであれば、今後そういう部分に改めていきたいと思いますが、とりあえずは何しろ初めて、吉クリニック等いろんなところに研修に行かしてはいますが、診療所内部においても初めてのことでありますので、非常に今その辺に向けて、協議もしながら真剣に取り組んでいる中ですので、最初からその辺の部分が可能なかどうかは、その辺にあたる医師、臨床工学士、看護師の意見も尊重しながら、将来的には早目にその辺の部分の夜

間の人工透析の診療も行えるようにこう取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

無理なお願いかもしれませんが、本当にさっき言ったように、最初これからスタートするわけですので、すぐ夜間までやれというのは、スタッフの状態とか、そういう問題があるかもしれませんが、慣れていったら、そういうものについても、先ほど村長があったように考えていただきたいという希望を申し上げたいと思います。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第19号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第19号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第19号 伊江村立診療所透析センター設置条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第19号 伊江村立診療所透析センター設置条例は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第20号 伊江村新型インフルエンザ等対策本部条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第20号 伊江村新型インフルエンザ等対策本部条例の提案理由を御説明をいたします。

平成21年に全国的に発生した新型インフルエンザの経験を踏まえ、新たな感染症発生時における対策の実効性を確保するため、平成24年度に国においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されました。新型インフルエンザ緊急事態宣言がされたときは、この特別措置法第34条の規定によりまして、市町村長はただちに市町村対策本部を設置することになりました。そこで伊江村新型インフルエンザ等対策本部の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるために本条例を制定する必要がありますので、本条例を提案するものでございます。

それではページを開けていただきまして、伊江村新型インフルエンザ等対策本部条例の条例を説明したいと思います。

その前に、現在伊江村には、伊江村新型インフルエンザ等対策本部設置要綱というのを作成して、例規集にもこれありますが、これあくまでも行政機関の内部規定ということで、法的拘束力はありません。ということで、この新型インフルエンザの対策本部条例を制定することによって、国から緊急事態宣言がなされると、村民に対して法的に、外出の自粛要請もできるということがこの条例の意義ということに御理解をお願いしたいと思います。

それでは条例ですが、第1条で目的ということで、法律に基づいてこの伊江村新型インフルエンザ等対策本部の必要な事項を定めるということで、目的を第1条で定めてあります。

第2条で（組織）で、この本部長は、市町村長が本部長になるということを、この法律で定まっております

ので、本部長が対策本部の事務を総括しますよということです。2項で「副本部長」は「副村長」ということになされておりまして、本部長の助けのもとに新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。ということです。第3項では、「本部員」の事務に従事するということで定めてあります。4項で新型インフルエンザ等対策本部には、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができるというふうに定めてあります。5項で、前項の職員は、伊江村の職員のうちから、伊江村長が任命する。というふうになってあります。

第3条で（会議）ですが、これは対策本部会議を招集するという項目でございます。第2項については、本部長は、法律に基づきまして、国の職員その他伊江村の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができますよということでございます。

第4条には、（部）を新型インフルエンザ等対策本部の中に部を設置をしていきますよということでございます。

第5条では、前各号に定めるもののほか、インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定めます。と、別に定めますよということでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。ということですが、できるだけ早く4月からでも早目に対策本部を設置していくための手続をとっていきたいと思っておりますが、なお、沖縄県が設置する市町村行動計画に基づいて、また伊江村もその行動計画を策定していくというのを、平成26年度中にその行動計画も作成していくということになっております。

以上、少し込み入っておりますが、簡単に説明をしましたが、以上で説明にかえさせていただきます。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

5番 島袋義範議員。

○ 5番 島袋義範議員

この（雑則）の第5条、このインフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。と、それぞれわざわざ本部長が定めるとしております。普通の条例でしたら、別に定めるとか、そういうふうな書き方をしているんだけど、そこで本部長と定めることに何か意味があるのかなということ。普通でしたらこの条例とかというのは村長が定めますよね。本部長、本部長は村長がなると、先ほど説明がありましたけれども、その辺の書き方がどうなのかなという疑問があるんだけど、お伺いします。

○ 議長 亀里敏郎君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

この条例の制定につきましては、各都道府県で定められた条例の準則、のっって定めてくださいということになっておりまして、このとおりこの文言が使われていると思っております。

○ 議長 亀里敏郎君

7番 内田竹保議員。

○ 7番 内田竹保議員

今回のこの条例とは、直接関係ないと思いますが、例えば村外、民泊の生徒が伊江島に入って、よくインフルエンザに発症するというような件数は詳しくは何件だということとは言えませんが、そのときにもインフルエンザに発症、島に来て診療所に行って発症した場合に、その子どもはホテルの一室を借りて隔離なんです。その場合に、学校によっては「その子が発症したんだから、ホテルの一泊代は生徒持ちですよ」というような学校もあるようです。その生徒は、民家にも1日の体験料を支払いしているものですから、それも



入村何時間前とか、何日前にはそのキャンセルの計算がありますが、一旦入ってしまうと、民家はその事務所のほうに返納する必要がないんですね。ですから生徒によっては、二重の負担になるような気がするんですが、何とか今後の伊江島に行っても修学旅行に行ってもインフルエンザにもし発症しても、そういった隔離施設も十分に整っていますよというようなピーアールにもなるのではないかと思います、診療所の中にそういった隔離施設を設置することはできませんか。

○ 議長 亀里敏郎君

休憩します。

(休憩時刻15時15分)

再開します。

(再開時刻15時19分)

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

ただいま休憩中に内田議員から御質疑があった件につきましては、これからまた検討させていただきたいんですが、実はこの条例で御説明を申し上げておりますこの新型インフルエンザの緊急事態宣言をされたときには、今御質疑、休憩中に御質疑があった内容まで含まれているかどうかは、今ちょっとはつきり言えないんですが、今年度中に、沖縄県がその緊急事態宣言が出されたときには、沖縄県が今その市町村の行動計画を作成中だそうです。これは作成した終わった後に、平成26年度には、伊江村のそういった緊急事態が宣言されたときに、市町村は伊江村はどのように行動していきますよということの、行動計画を作成しないとイケないというのが、法的になっておりますので、その中でそういったことも検討できるのかなと思っただけなんです、はつきり言えないところがあるんですが、いずれにせよ、今こういった民泊の話もございましたが、これについては、やはり診療所の所長とも話し合いをしてやっていかないとイケないことだろうなと思っておりますので、答弁はそのぐらいで控えていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 亀里敏郎君

ほかに御質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第20号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第20号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第20号 伊江村新型インフルエンザ等対策本部条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第20号 伊江村新型インフルエンザ等対策本部条例は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第21号 伊江村産業廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第21号 伊江村産業廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を御説明いたします。

消費税率が改正されることから、本条例において使用料の改正をする必要がありますので、したいと思っておりますので、本条例案の一部改正案を提案するものでございます。

それでは改正内容につきましては、一番最後のページの新旧対照表でもって、説明をさせていただきます。第8条の（使用料）につきましてですが、改正前、村内で発生した廃棄物の処理で村内に住所を有する者が使用する場合、2トン以下の車両1台につき「1,000円」を「1,030円」に、2トンを超え6トン未満の車両1台につき「2,000円」を「2,060円」に、改定をしたいと考えております。それから6トン以上の車両1台につき「3,000円」を「3,090円」に改定をしたいと考えております。

それから村内で発生した廃棄物の処理で、村外に住所を有する者が使用する場合の、2トン以下の車両1台につき「2,000円」を「2,060円」に、2トンを超え6トン未満の車両1台につき「3,500円」を「3,600円」に、6トン以上の車両1台につき「5,500円」を「5,660円」に改定をしたいと考えております。

なお、附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行していきたいと考えております。以上、簡単ですが、提案理由の説明といたしまして、御質疑にお答えしたいと思います。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

10番 友寄祐吉議員。

○ 10番 友寄祐吉議員

簡単なことですが、お伺いします。

この2枚目の下のほうの、村内で発生した廃棄物の処理を村外に住所を有する者が使用する場合というのは、例えばどんな事例がありますか。お伺いいたします。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

お答えいたします。

村外建設業の方々とか、そういった方々が、村外の住所を有するときは、その2段目の、一応はその2段目のほうの項目に該当するということです。

○ 議長 亀里敏郎君

10番 友寄祐吉議員。

○ 10番 友寄祐吉議員

これ例えば、村内で建設、業者例えば請け負った場合に、その書類でやるか、あるいは村内の業者がやった場合には、上のほうの1,030円だったら、それでいいし、また村外の業者がやった場合は下のほうというようなことで、今までも事例がたくさんありますか。

○ 議長 亀里敏郎君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

お答えいたします。

これまで村外の住所を有する業者も多々あります。例えば、国の水利事業所の関係の業者とか、そういった方々もいますし、実績も一応はございます。

○ 議長 亀里敏郎君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第21号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託

を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第21号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第21号 伊江村産業廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第21号 伊江村産業廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第28号 伊江村人材育成基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

#### ○ 副村長 名城 政 英 君

議案第28号 伊江村人材育成基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を御説明いたします。

提案理由といたしまして、大学等に入学する学生を持つ保護者の経済的負担を軽減するため、伊江村人材育成会の入学準備金支援制度を拡充したことに伴い、見直しをしたいと思いますので、本条例の基金条例を改正をしたいと考えております。

なお、伊江村人材育成会では、平成25年10月1日から専門学校、大学等へも拡充をしまして、その保護者を対象に貸与を既に始めております。なお、今回この基金を処分いたしますのは、今年度貸与した貸与金が完全に回収できるのは、最低でも卒業後ですから、その在学期間中内、最終年度までということですが、最低でも専門学校で3年、大学だと4年後に回収と、返していただくということになりますから、そういうことから平成26年度から平成28年度までの3年間は、村人材育成基金から毎年度1,000万円を取り崩して、貸与資金の財源確保に充てていきたいということから、本条例を改正したい大きな理由となっております。

それでは次のあけていただきまして、条例の一部を改正する条例の中身を御説明いたします。第2条第1項中、これは基金を定めておりますが、現在「8,000万円」となっているのを「5,000万円」に改めたいということです。

附則といたしまして、施行期日をこの条例は平成26年4月1日から施行したいと考えております。2項で（経過措置）をうたっております。この条例による改正後の伊江村人材育成基金の設置、管理及び処分に関する条例第2条の規定は、平成28年度から適用するというところでございます。つまり、平成28年度に5,000万円になるということで、平成26年度以降の基金の額は、前年度の額から1,000万円ずつを減額をしていくということで、平成28年度に5,000万円になるということで、御理解をお願いいたします。

以上が、改正の内容となっております。今後もそういったことで専門学校、大学の入学資金の制度を拡充したことに伴い、積極的にやっていきたいということでの基金の条例の一部改正でございますので、よろしくをお願いいたします。以上で、説明を終わります。

#### ○ 議長 亀 里 敏 郎 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第28号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託

を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第28号については、委員会付託を省略することに決定しました。

休憩します。

(休憩時刻15時31分)

再開します。

(再開時刻15時32分)

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第28号 伊江村人材育成基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第28号 伊江村人材育成基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第29号 伊江村水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

#### ○ 副村長 名城 政 英 君

議案第29号 伊江村水道事業給水条例の一部を改正する条例の提案理由を御説明をいたします。

これも平成26年4月1日から消費税率が引き上げられることによって、伊江村水道事業給水条例の一部を改正する必要がございますので、提案をしていくものでございます。

新旧対照表で御説明をしたほうがわかりやすいと思いますので、新旧対照表をあけていただきたいと思っております。

まず改正前の(料金及びメーター使用料)右側が改正前、左が改正後になっていますが、第23条のアンダーラインを引いた部分ですね。次の第23条、(料金及びメーター使用料)は、1月につき、次の表により算定した金額の100分の105を剩じて、この「剩ずる」という漢字自体が実際、改正前が間違っていて、これは剰余金の「剩」でございますので、これも今回、訂正したいと思います。これを改正後の「100分の108を乗じて」ということで、改正をしたいと思っております。

それから第26条(1)メーター使用料は、使用日数15日以上は、「245円」を「252円」に改正することです。それからメーター使用料の使用日数14日以内の「123円」を「126円」に改正したいということでございます。

なお、附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行をいたします。第2項で改正後の伊江村水道事業給水条例第23条及び第26条の規定は、この条例の適用を、平成26年6月、7月分として、徴収する水道料金及びメーター使用料から適用していくということで、4月からすぐ適用ができないという状況だそうでございます。つまり、3月31日でちょうど切るわけにはいかないということで、3、4カ月分を5月に、すみません。ちょっと説明がややこしくなりますので、その細かい説明を公営企業課長にさせたいと思っております。

提案理由の説明の中でよろしいですか。一応、私の提案理由の説明は以上で終わって、その6月から適用についての細かい説明を公営企業課長にさせたいと思っております。

#### ○ 議長 亀 里 敏 郎 君

公営企業課長 西江 正君。

#### ○ 公営企業課長 西 江 正 君

御説明をいたします。先ほどの適用は、6月、7月水道料分から徴収8%で徴収させていただくということでございます。当然のことなんですけれども、3月31日までは5%、4月1日からは8%ということであ

りますけれども、水道料金に関しましては、2カ月一遍の検針を行っておりまして、その3月分の2カ月でその検針を終了していきますけれども、その支払いと考えていく場合に、どうしても3月分が新年度、4月1日に入ってくる関係がございます。そういうことで、他市町村のその条例改正も参考にさせていただきながら、指導も受けながら、やはり切れのいいと言いましょうか。区別のはっきりする7月検針分、6月、7月の水道料金から8%課税で徴収をさせていただきたいということでございます。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第29号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第29号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第29号 伊江村水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第29号 伊江村水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第15号 伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

それでは、議案第15号 伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例の提案理由を御説明申し上げます。

この条例につきましては、去った12月の定例議会におきまして、消費税の運賃への転嫁のため、旅客運賃、それから自動車航送運賃、貨物運賃の改正を議決いただきました。それを受けまして、沖縄総合事務局運輸部へ認可申請を行いました。その中で、審査をしている中で、自動車航送運賃が四捨五入の切り上げの関係で、105分の108、これは105分の108を計算しますと、1.02857になりますが、その1.02857を超える増収率になるとの指導があり、自動車航送運賃内での調整が必要なため、議決いただきました4メートル以上、5メートル未満の運賃を3,930円で設定してありましたが、これらを10円引き下げまして3,920円に改正をしたということで、この部分だけ計算的に切り上げ、四捨五入の関係で、そういったことが生じたということで、安くなるということでございますが、全体的な面でそういった御指導があったということで、改正が必要でございますので、本条例の改正を提案をするところでございます。

なお、平成26年4月1日から適用していきたいと考えておりますので、御審議のほどお願いをいたします。以上で、提案理由の説明を終わります。

○ 議長 亀里敏郎君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第15号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第15号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第15号 伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第15号 伊江村船舶運航事業条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻15時41分)

再開します。

(再開時刻15時42分)

以上で本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会をいたします。

お疲れさまでした。

(散会時刻15時42分)